

第28回JDA 秋季ディベート大会決勝戦

論題：日本は司法取引の対象とする犯罪の範囲を大幅に拡大すべきである

肯定側：JUSTICE（明海輝・小林茜・杉本菊佳）

否定側：ダッドリー（前多啓一・泉原由音・園山幸一）

結果：5-0 で否定側¹

■肯定側第一立論：明海輝（JUSTICE）

始めます。

観察：

組織犯罪は、複数人が役割分担し、多種多様な犯罪が反復継続的に行われることが特徴です。

法務省、掲載年不明²

「組織や事件の種類は様々ですが、組織犯罪といわれる事件では、組織として特定の犯罪を実現し、かつ、検挙を免れるため、多くのメンバーが役割を分担し、連携して犯罪を繰り返すことが多く、しかも、その末端のメンバーには代替性があるため、組織の首謀者、上位者らを検挙しない限り、組織自体は維持されてしまうという特徴があります。」終わり。

この首謀者と実行犯の分担という構図は、複数人で犯罪を行うあらゆるグループに当てはまります。

また、分担型の犯罪では、構成員の供述が首謀者を訴追する唯一の手段となる場合が多いです。

検事、宇川 10、和訳³

「犯罪者は法を遵守する市民よりも犯罪行為や陰謀についてはるかに多くの知識を持っているため、共犯者の証言は組織犯罪や汚職の捜査と訴追において極めて重要な役割を果たす。捜査と訴追の対象がグループのリーダーやその側近である場合、共犯者や内部関係者の証言は単に有用なだけでなく、法廷で立証可能な犯罪行為の最も責任ある人物を結びつける唯一の手段となる可能性がある。」終わり。

内因性：

1. 現状、ほとんどの犯罪が司法取引の対象外です。

元検事総長、大野 24⁴

「日本版司法取引においては、その対象犯罪が、組織的に犯されることの多い財政経済犯罪と薬物銃器犯罪に限定されている。」終わり。

例えば、殺人などの粗暴犯、窃盗などは対象外です。

また、取引可能な犯罪が一部に限られる場合、様々な犯罪を行う組織構成員との取引は困難です。

青山学院大学教授、後藤 16⁵

「例えば振り込め詐欺の出し子の事例で、仮に被疑者が取引すると考えたときに、「私、それだけではなく窃盗の事件もあります。そちらも起訴猶予にしてくれないと意味がないのですけれど」となっ

1 この試合の審判は、内堀翔一郎、佐藤明大、竹久真也、天白達也、山田哲也の5名。

2 法務省「組織犯罪の捜査」 URL: https://www.moj.go.jp/keiji1/kenji_m02

3 Haruhiko UKAWA, LL.M. (Deputy Director, UNAFEI), "Securing Protection and Co-operation of Witnesses and Whistle-blowers" *FOURTH REGIONAL SEMINAR ON GOOD GOVERNANCE FOR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES*, December 7, 2010, URL: https://www.unafei.or.jp/activities/pdf/GGSeminar/GG4_IntroRemarks.pdf
[原文]

"As criminals know much more about criminal activities and conspiracies than law-abiding citizens do, accomplice testimony plays a vital role in investigation and prosecution of organized crime and corruption. When the target of investigation and prosecution is the leader or his or her close associate within the group, testimony from accomplices and insiders is not just useful: it may be the only means available to connect the most culpable to criminal activity that can be proven in a court of law."

4 大野恒太郎（弁護士）「[コラム]「黄昏迫るころ夕陽は美し#11 日本版司法取引」：大野恒太郎弁護士（顧問）」渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、2024年8月23日掲載 URL: <https://www.aplawjapan.com/newsletter/ohno20240823-1>
編者中：引用冒頭文は正確には次の通り。

「次に、日本版司法取引においては、その対象犯罪が、組織的に犯されることの多い財政経済犯罪と薬物銃器犯罪に限定されている。」

5 後藤昭（青山学院大学教授）「第4回講演会『改正』刑法とえん罪—第一部 司法取引—」特定非営利活動法人 刑事司法及少年司法に関する教育・学術研究推進センター、2016年12月18日、URL: https://www.ercj.org/kouenroku/161218_01_03.html
[中略] 部は以下の通り

「しかし、協力事件の被疑者の弁護人の立場ではそれで突き放すわけにもいきません。そこで検察官に対して、「こちらで不起訴になっても、窃盗が起訴されたらありがたいはないので、そっちも不起訴にしてくれなければ取引はできませんよ」という話をせざるを得なくなると思います。検察官がその提案に乗る場合でも、刑事訴訟法上それを、合意の書面に書くわけにはいきません。それとは別に不起訴裁定書をつくって、「起訴猶予にする」という形をとるわけです。」

たします。窃盗は特定犯罪ではないので、建前上はそれを不起訴にする合意はできないはずで
す。[中略] 特定犯罪以外の事件について取引することは、刑事訴訟法の条文に反します。」終わり。

そして、取引が存在しない場合、実行犯に協力するメリットがなく、捜査が進展しません。
弁護士、藤垣 25⁶

「司法取引制度が導入される以前から刑事訴訟法において、検察官には起訴・不起訴を決定するための幅広い裁量権が認められていました。[中略]しかし、被疑者にとっては、それがあくまでも検察官の裁量に依存して、供述の見返りとしての利益が確約されているわけではありませんでした。そのため、見返りもないまま共犯者に関する情報を提供することには消極的にならざるを得ず、捜査上の大きなジレンマとなっていたのです。」終わり。

2. 具体例

A) 暴力団

暴力団は、多種多様な犯罪に及んでいます。
弁護士、園田 15⁷

「暴力団は、社会経済情勢の変化に伴って、その組織や活動形態を変化させてきました。[中略]暴力団勢力が全検挙人員中に占める比率は、驚くほど高く、主要刑法犯に関しては、脅迫(25.09%)、賭博(40.6%)、恐喝(42.3%)、傷害(11.9%)、殺人(13.1%)等となっており、特別法犯に関しては、競馬法違反(50.0%)、自転車競技法違反(82.4%)、覚せい剤取締法違反(56.1%)、児童福祉法違反(24.6%)、職業安定法違反(40.2%)、売春防止法違反(31.8%)、麻薬取締法違反(31.8%)、大麻取締法違反(30.1%)等となっています(平成 26 版犯罪白書)。」終わり。

B) テロ

凶悪なテロが生じるリスクは常に存在します。
日大教授、安部川 16⁸

6 『ベンナビ刑事事件』「日本における司法取引とは？制度についてわかりやすく解説」監修：藤垣圭介（弁護士）2025年10月27日更新、URL: <https://keiji-pro.com/columns/199/>

[中略] 部は以下の通り

「そのため、被疑者が犯罪の種類や性質に応じて自白や反省の意を示している場合には、供述の真意を検討したうえで、起訴猶予とする処分が可能とされてきました。」

編者注：藤垣氏は監修のみ。実際の記事執筆はベンナビ刑事事件運営会社編集部による。更新日は編者確認時のものであり、初出年月日は不明。

7 園田寿（甲南大学名誉教授、弁護士）「10分で読める、暴力団犯罪の基礎知識」2015年10月13日、URL: <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/8e1d51f0f2d34b00365f8850a10aff361eca31e5>

[中略] 部は以下の通り

「昭和 20 年代は、終戦直後の社会的混乱から、それまでに存在していた博徒・的屋（てきや）といった集団にさらに愚連隊と呼ばれる青少年不良集団が加わり、闇市等の利権を巡って対立抗争がくりかえされました。

昭和 20 年代後半になり、社会的経済的秩序が回復するとともに、弱小の団体が淘汰され、暴力団の再編が始まります。それまでは活動形態や収入源によって区別されていた暴力団が、覚せい剤や芸能興行など、大きな利益を生む新たな利権に群がるようになり、各種の暴力団の境界があいまいになっていきました。「暴力団」という呼称が社会に定着したのもこの頃でした。

昭和 30 年代後半になると、さらに暴力団の淘汰が進み、他団体との抗争において優位に立った一部の暴力団が、その組織力と安定した資金源を背景に地方に進出するようになり、その過程において大規模な抗争を繰り返し、弱小の団体をさらに吸収してその勢力を一層拡大していきます。

昭和 40 年代になると、暴力団に対する社会的関心も強くなり、警察の集中取締り（頂上作戦）が展開され、首領・幹部を含む構成員が大量に検挙されましたが、昭和 40 年代後半には、服役していた彼らが相次いで出所し、組織の復活・再編が図られました。しかし、警察の取締りが強化された結果、非合法的資金源にのみ依存していた中小の暴力団は壊滅的打撃を受けたものの、傘下団体からの上納金制度を確立した大規模な暴力団は、中小暴力団を吸収し、さらに大規模な広域暴力団へと組織化・系列化が進みました。

昭和 50 年代、暴力団の寡占化傾向が一層進み、一部暴力団は海外にその活動の場を求めていきました。また、「企業舎弟」や「経済ヤクザ」といった新しい言葉も生まれています。企業舎弟とは、「暴力団の影響下にあつて企業の形をとって活動するメンバー又は組織」のことであり、表面的には合法的企業活動を行いながら、裏で暴力団幹部と結びつき、暴力団を資金面で支える存在となっています。また、経済ヤクザとは、非合法活動で巨額の利益を得た暴力団が、合法的企業を装い組織化された経済犯罪を行う集団のことです。これらは従来の「暴力団」という言葉ではとらえきれない面をもっており、暴力団の変貌した姿が新たな問題となっています。暴力団の推定年間収入は 1 兆数千億円、その大半は非合法手段によるものだと言われています。

平成以降、暴力団対策法（暴対法）（後述）が平成 4 年に施行され、暴力団対策は新たな時代を迎えます。暴対法とは、各都道府県の公安委員会が指定した暴力団（指定暴力団）を対象とし、その構成員による金銭や業務発注など不当要求を禁止する法律です。これにより、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して行う不当な行為（27 類型）が禁止され、それまで対処が困難であった民事介入暴力の取締りが効果的に行えるようになりました。公安委員会は、暴力団対策法に違反した指定暴力団等に対して、中止命令や再発防止命令を出し、その行為を中止させています。この命令は行政命令ですが、命令に違反すると刑罰の対象となります。

■暴力団の現状

平成 25 年末における暴力団員数は、約 58,600 人であり、このうち 2 つ以上の都道府県にわたって組織を有する広域暴力団で、警察庁が集中取締りの対象としている（旧）山口組・稲川会・住吉会の 3 団体に所属する暴力団勢力（構成員および準構成員）は約 42,300 人であり、暴力団勢力全体の約 7 割にも及んでいます。この数字からも、とくに大規模な広域暴力団による寡占化の傾向が進んでいることが分かります。

■暴力団犯罪

編者注：[中略] 部分が複数セクションにまたがっており、前半と後半の関連性が薄く、引用として好ましくない。

8 安部川元伸（日本大学危機管理学部教授、元公安調査庁東北公安調査局長）「世界で頻発するテロ事件 日本は本当に安全なのか？」2016年8月21日、URL: <https://news.yahoo.co.jp/articles/0191af52788ec36e2090fb614e50c0dd2a545517?page=1>

「過去に発生した「連合赤軍」事件や「オウム真理教」の事件などは、まさに我が国における代表的なテロ事件とすることができるでしょう。現に「地下鉄サリン事件」を起こしたオウム真理教は、非政府組織として世界で初めて化学兵器を造り、実際に使用し、地下鉄サリン事件では13人が死亡、6000人以上が負傷しました。[中略]つまり、日本にも過去にテロリストが入り込み、実際にテロが起きたことがあるということを忘れてはならないと思います。」終わり。

そこでプラン：

1. 捜査協力型の司法取引を、あらゆる犯罪に拡大します。捜査協力と引き換えに、不起訴又は減刑などの恩典を与えます。
2. イタリアと同様の証人保護プログラムを導入します。
3. 協力者の供述を証拠として提出する場合、対象者が犯人であることを証明する客観証拠を求めます。
4. 司法取引を行う場合、証人テストは禁止します。
5. その他、現行制度と同様とします。
6. 現行制度には、弁護人の立合の実施、訴追対象となる犯罪と無関係な人物との取引の禁止などが含まれます。

解決性：

1. 事件が司法取引の対象となった場合、被疑者から供述を得られます。

千葉大教授、佐々木¹⁸⁾

「被疑者にとって何よりも大きな利益は、いうまでもなく、起訴されずに済むこと、それがかなわないまでもせめて軽微な処罰を受けるだけで済むこと、である。この最重要の利益供与の提示は、釈放の利益供与の提示をはるかに上回る「自白に向けての心理的圧迫」を与えるものとなる。」終わり。

多数の人間が関与する事件では、他者のみが協力による利益を得ることを回避するため、各自が積極的に捜査へ協力します。

米国司法省、ストラング¹³⁾、和訳¹⁰⁾

「複数の被告が逮捕された場合、被告人は黙秘することで集団的に利益を得る可能性があるものの、他の被告人の一人が寛大な処罰を求めて協力すれば、自分は黙秘を強いられる可能性があることを各被告人は知っている。この「囚人のジレンマ」により、各被告人は、他の被告人が協力の選択肢を追求して扉が閉ざされる前に、できるだけ早く協力被告人になることを期待して、できるだけ早く協力することを検討するようになる。」終わり。

[中略] 部は以下の通り

「オウムは未だに米国務省の「外国テロ組織」(FTO: Foreign Terrorist Organizations) にリストアップされています。

連合赤軍事件では1972年2月の「あさま山荘事件」が有名です。連合赤軍が長野県の山荘に管理人の妻を人質に立てこもり、警察側と10日間にわたる攻防を繰り返しました。警察の突入により人質は救出されたものの、銃撃で警官2人、民間人2人が犠牲になりました。また群馬県などの山岳ベースで「総括」と称して仲間を暴行し、12人を殺害して山中に埋めた大量リンチ殺人事件もあります。

中東など海外に拠点を置いて活動し、「テルアビブ・ロッド空港事件」(1972年2月)を起こした「日本赤軍」も、長期にわたってテロリストの扱いを受けてきました。イスラエルの空港で起きたこのテロでは自動小銃や手榴弾で24人が死亡、76人が重軽傷を負いました。日本赤軍は1999年10月から2001年10月までFTOに指定されていましたが、その後指定が解除されました。しかし、米国同時多発テロ後の2001年10月から、米国の「テロリスト入国拒否リスト」に掲載されています。

もうひとつ重要な事件は、1991年7月に「悪魔の詩」を日本語に翻訳した筑波大学のイスラム研究者、五十嵐一助教授が何者かに殺害された事件です。「悪魔の詩」が出版され、各国語に翻訳されていた時期の喧騒を思い出せば、五十嵐助教授殺害事件は、何らかの政治的意図を持ったテロリストによる犯行であった可能性が極めて高いと言えるでしょう。」

編者中：引用冒頭の文は正確には以下の通り

「その意味では、過去に発生した「連合赤軍」事件や「オウム真理教」の事件などは、まさに我が国における代表的なテロ事件とすることができるでしょう。」

9 佐々木正輝(千葉大学教授)「検察官の新たな訴追裁量権—いわゆる司法取引制度導入の検証と今後の課題—」『千葉大学法学論集』第33巻第1号(2018)、URL: <https://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/105214/S09127208-33-1-P001-SAS.pdf>

10 Robert R. Strang (Resident Legal Advisor to the Philippines, Office of Overseas Prosecutorial Development, Assistance and Training (OPDAT), United States Department of Justice), "PLEA BARGAINING, COOPERATION AGREEMENTS, AND IMMUNITY ORDERS" 155TH INTERNATIONAL TRAINING COURSE VISITING EXPERTS' PAPERS, (2014), URL: https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/RS_No92/No92_05VE_Strang1.pdf

(親ページは https://www.unafei.or.jp/english/publications/Resource_Material_92.html)

[原文]

"In a case where multiple defendants are arrested, the accused might collectively benefit by remaining silent, but each knows that if one of the other defendants cooperates in the hopes of obtaining leniency, they might be left behind if they hold out. This "prisoner's dilemma" encourages each defendant to consider pursuing cooperation at the earliest moment in the hopes of moving into the cooperating defendant status as quickly as possible before other defendants pursue that option and the door is closed."

編者注：本引用の日本語訳が若干不正確と思われる。編者訳は以下

「複数の被告人が逮捕された場合、被疑者らは沈黙を守ることによって集団的に利益を得られる可能性がある。しかし各被告人は、他の被告人の一人が減刑を期待して協力した場合、自らが沈黙を守り続ければ取り残される可能性があることを認識している。この「囚人のジレンマ」は、各被告人に早期の協力追求を促す。他の被告人がその選択肢を追求することによって扉が閉ざされる前に、可能な限り速やかに「協力的な被告人」の立場に移行することを促す。」

供述により証拠収集が進み、犯罪を立件できるようになります。

元検事総長、林 23¹¹

「検察にとって最も重要なのは司法取引によって出てくる客観証拠だ。近年、デジタル証拠をどれだけ収集できるかが捜査の肝となる中、通常の捜査だけで入手するのは限界があり、司法取引により膨大な資料の中から『ここにこういうメールがある』という形で客観証拠を得られる意義は立証上極めて大きい。司法取引は単に供述の収集手段と捉えるのではなく、証拠の収集手段と位置付けるべきだ。適用された事件は、制度なくしては立件できなかつたと言える。」終わり。

2. 具体例

A) 暴力団

イタリアでは、司法取引で捜査機関の情報量が増えるとともに、マフィアの起訴率が上がりました。ナポリ大学教授、アコンシアほか 09、和訳¹²

「2000年から2007年の間に、司法当局によって正式に捜査された総人数に占める、マフィア犯罪で検察が起訴を求めた人数が、0.31から0.47へと増加したことは興味深い。つまり、このことは、検討対象期間において検察官が事件を処理する割合は増加していないものの、捜査活動の最終的な結果として起訴される者の割合が増加したことを示唆しており、この傾向は図2および表4で示された証拠と強く一致している。これまでの調査結果を総合すると、減刑政策の導入後、検察当局は、元共犯者からの情報提供により、マフィア犯罪事件を自ら立件するケースがますます増加したことを強く示唆している。つまり、情報提供者の証言により司法当局が管理する情報量が増大し、その信頼性が高まったことが、マフィア組織犯罪に対する検察活動の大きな推進力となったのである。」終わり。

B) テロ

供述が事件の解明や未然防止の突破口となります。オウム真理教の林被告の例。

先の佐々木 18¹³

「地下鉄サリン事件について自首したのを皮切りに、その後も、捜査、公判を通じ、一貫して、被告人の関与した犯罪のみならず、教団の行った他の犯罪、教団の組織形態、活動内容等に関し、自己の知る限りを詳細に供述し、教団の行った犯罪の解明に多大な貢献をしている。加えて、被告人の供述が突破口となって、麻原をはじめ教団上層部の検挙につながったことがうかがわれ、このことは、教団の組織解体と教団による将来の凶悪犯罪の未然防止に貢献したと評価することができる。」終わり。プランでこうした供述を得やすくなります。

重要性：

犯罪組織は、複数の凶悪犯罪を継続的に行うため、対策の必要性が高いです。

ベリーベスト法律事務所 24¹⁴

「組織犯罪は、犯罪収益が巨額で、その資金が事業活動への投資や犯罪への再投資に使われているという問題が指摘されていました。また、組織犯罪は、犯罪目的実現の確実性が高く、それにより引き起こされる結果も重大であることから平穏な市民生活が脅かされる事態にもなりかねません。」終わり。

よって、有効な捜査手段を持つことが重要です。

終わります。

11 林真琴（弁護士（元法務省刑事局長・検事総長））「司法取引5年でたった3件、期待された「捜査の武器」はえん罪リスクで活用後退」47NEWS、2023年8月5日、URL: <https://www.47news.jp/9684048.html>

12 Antonio Acconcia (University of Naples “Federico II” and CSEF), Giovanni Immordino (University of Salerno and CSEF), Salvatore Piccolo (University of Naples “Federico II”, CSEF and Toulouse School of Economics (CREMAQ)), Patrick Ray (Toulouse School of Economics (CREMAQ and IDEI)), “Accomplice-Witnesses and Organized Crime: Theory and Evidence from Italy” *Centre for Studies in Economics and Finance (CSFE) Working Paper*, No.232, June 2009, URL: <https://www.csef.it/wp/wp232.pdf>
[原文]

“At the same time, it is interesting to point out that, during 2000-07, the number of people that prosecutors asked for prosecutions for mafia crimes as a share of the total number of people formally investigated by the judicial authority – variable Share in Figure 3 – increased from 0.31 up to 0.47. In short, this suggests that although the rate at which prosecutors handle cases has not increased in the period under consideration, the final outcome of the investigation activity has featured an increase in the share of people prosecuted – a pattern which is strongly consistent with the evidence produced in Figure 2 and Table 4. Taken together, the previous findings strongly suggest that after the introduction of the leniency policy more and more mafia crime cases were opened by prosecutors themselves thank to the information provided by previous accomplices: a significant impulse to the prosecution activity against mafia association crimes was provided by the larger and more reliable information managed by the judicial authority thanks to the informants’ testimonies.”

13 前出 佐々木

編者注：引用冒頭の文は正確には以下の通り

「供述状況を見ると、その言葉どおり、地下鉄サリン事件について自首したのを皮切りに、その後も、捜査、公判を通じ、一貫して、被告人の関与した犯罪のみならず、教団の行った他の犯罪、教団の組織形態、活動内容等に関し、自己の知る限りを詳細に供述し、教団の行った犯罪の解明に多大な貢献をしている。」

14 ベリーベスト法律事務所 沼津オフィス「組織犯罪とは？具体例と単独犯よりも罪が重くなる理由」2024年9月30日、URL: https://numazu.vbest.jp/columns/criminal/g_other/8779/

■否定側質疑（園山→明海）

園山：じゃあお願いします。

明海：はい、お願いします。

園山：プランについて確認させてください。1点目が、あらゆる犯罪でやりますよ、と。2点目が、イタリヤと同様の証人保護プログラムですよ、と。そうでしたね？

明海：はい。

園山：3点目が…客観証拠って3点目でしたっけ？

明海：そうですね、3点目です。

園山：客観証拠を必要とすることを、どうやって…その…制度化するんですかね？

明海：具体的などころというのは、このプランの中では述べていないですけども、ある程度…証拠として採用する以上は…犯人である、ということが証明されるっていうレベル感で証明を求めますよ、っていうことです。

園山：求める…誰が求めるんですか？

明海：だからその…検察官がそういうような証明をするっていう義務を負うし、裁判官は、そういうような運用を行わなければならない、ということを規定するということです。

園山：それはどうやって規定するんですか？

明海：それは色々な形はあると思っていて、別に法律に限らず、通達だとか、そういうような形でも十分可能な、というふうには思っています。

園山：どうやってやるんですか。もう一回言ってもらっていいですか。ちゃんとプラン [不明] ですけど…

明海：はい、それはだから、法律の形でなかったとしても、通達として、例えばその、客観証拠というのを、必要な要件として定めますよ、っていうような内規を定めるだとか、色々な方法はある、というふうには思っています。

園山：何て書くんですか、そこに。

明海：えっと、それは別にこのプラン通りでもいいのか、というふうには思っていて、その… [不明] が犯人…

園山： [不明] 必要としますよって、要は、そういう文章を、ペラー書く、みたいな感じなんですかね？

明海：まあ、そういうようなこと…ペラーかはわからないですけど、そういうような…いろいろな内規とかで、別にそれを監視するような形にすることもできる、というふうには思っています。

園山：できる…なるほど。4点目が、証人テストの禁止ですか？

明海：はい、そうです。

園山：どうやって禁止するんですかね？

明海：まあ、証人テストを禁止しない、ということを定めればいい、というふうには思っています。

園山：禁止することを定める…

明海：はい。

園山：はい。何で…定める…

明海：それは…別にその…法律だろうと内規だろうと、通達だろうと色々な方法は別にあると…

園山：ああ、同じように通達でやる、と。はい、なるほどわかりました。ところで、今回証人テストを禁止したのは、多分要は、証言が冤罪とかを生む可能性があるから、ということだと思うんですけども、こういう取引をするのって、どこでやる、っていうふうには考えていますか？

明海：どこ、っていうのは時間的な話ですか？場所的な話ですか？

園山：タイミングとかでもなんでもいいんですけど。

明海：それは別にその…本当に事件によって様々だと思うので、一義的に定めることはできないというふうには思っています。

園山：その過程で、やっていない、ということはどうやって見抜いて、どうやってそれを摘発する、っていうふうには肯定側は考えていますか？

明海：だからその…証人テストの禁止っていうものは、規則的に定めるので、我々としては、別にそれはルールとして定めれば、皆基本的に検査とかは引っかかるだろうというふうには思っています。

園山： [不明] する、ということはまだ証明していない、ということですね。

明海：はい。この立論中で、その部分に関しては、まだ証明には至っていない、と。

園山：OKです。プランは5点ありましたっけ。これ [不明]

明海：5点目は、基本的に現行制度同様、ということを上記しています。

園山：了解です。OKです。その上で、ちょっとじゃあ、テロの話に個別に聞きたいんですけども、具体的に、今日本でどういうテロが想定されている…ま、想定されるっていうか、どういう事例が考えられるんですかね？

明海：ま、別にテロなんで、いろいろ…爆弾とか薬物とか、いろいろあると思うんですけど、そういうようなテロっていうものが、常にリスクとして存在するよ、っていうことを、内因性の2のBの安部川さんの資料で述べている、というのが肯定側の認識です。

園山：なるほど、で、それは一応、オウム真理教の事件は、現状で証拠が…自白が得られた、ということでは合ってますか？

明海：それを解決性の事例として述べたということですね。 [時間切れ] ありがとうございます。

■否定側第一立論：前多啓一（ダッドリー）

デメリット：冤罪の増加

固有性：

現状導入されている捜査協力型の司法取引は、その対象犯罪が限られています。肯定側の分析に同意します。

弁護士、川上 2024¹⁵

「利益誘導とは、しゃべれば起訴しないとか、釈放するとか、有利な供述調書にするなど、いわば勝手な取引を持ち掛け、捜査官が期待する供述をさせる手法です。利益誘導は、それを守る意思があってもなくても原則違法です。」終わり。

発生過程：

1. 他人の罪について証言すれば自分が減刑されるという制度は、虚偽供述を行う強いインセンティブを生みます。

中央大博士後期課程、吉田 2019¹⁶

「このような協議合意制度に対しては、協力者が標的者の事件に関して虚偽を述べる危険性があるとかねてより批判されていた。具体的には、協議合意制度に基づき検察官が恩典を付与することによって、協力者が迎合的な態度を取る危険性や、自己の刑事責任を軽くするため、自身と共犯関係にある標的者の役割を誇張し、あるいは無実の者に責任転嫁する危険があると指摘されている。」終わり。

2. 捜査協力型の司法取引においては、有罪判決を獲得したい検察官と減刑を得たい協力者は利害が一致します。

弁護士、郷原 2015¹⁷

「もし、協議・合意制度のもとで、合意に基づいて他人の刑事事件に関する供述が行われ、その供述に基づいて他人の刑事事件が起訴された場合、検察官と供述者とは、その刑事裁判の証人尋問に関して完全に利害が一致することになります。その供述者の証言の信用性が裁判所に否定されれば、検察官にとっては大変な事態になる。一方、供述者にとっては、合意に基づく供述の信用性が裁判所で否定されると、虚偽供述の制裁を受けるおそれがあるわけですから、両者は完全に利害が一致します。」終わり。

実例です。美濃加茂市長事件では、検察と証言者が協力して信用性を偽装しました。

さきの郷原¹⁸

「中林の証言によれば、一審では、証人尋問の前に、関口検事との「打合せ」を「1ヶ月くらい」「毎日朝・昼・晩とやっていた」という。[中略]その証言どおりだとすれば、関口検事と中林の間では、最初から、検事が「質問」して記憶の確認をするのではなく、「打合せ」と称して、証言内容について「協議」をしていたということなのであり、むしろ『検察官と共同で証言内容を作り上げる作業』だったと解される。」終わり。
彼らはプランを当ててくるかもしれないんですけど、プランでどうやってこういった事態を防げるのか、という実効性は証明されていないと思います。

深刻性：

15 川上有（弁護士）「取調べへの弁護人立会い」北海道合同法律事務所、2024年7月12日、

URL: <https://www.hg-law.jp/column/criminal/entry-3196.html>

16 吉田有希（中央大学大学院法学研究科博士後期過程）「アメリカ合衆国における捜査訴追協力型取引と虚偽証言のおそれ」『比較法雑誌』第53巻第3号（2019）、URL: https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/record/12769/files/0010-4116_53_3_261-293.pdf

17 郷原信郎（弁護士・関西大学客員教授）「衆議院第189回国会法務委員会会議録第27号」平成27（2015）年7月1日、

URL: https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/000418920150701027.htm

18 郷原信郎（弁護士）「『日本版司法取引』運用上の最大の問題は「意図的な虚偽供述の疑い」への対応～美濃加茂市長事件控訴審で見えてきたもの（下）」『HUFFPOST』2016年8月6日、

URL: https://www.huffingtonpost.jp/nobuo-gohara/minokamo-city-a-plea-agreement_b_11361512.html

[中略]部は以下の通り

「一方、検察官は、弁護人からの証人テストの回数、時間、内容についての証拠開示を拒絶している。連日、長時間にわたって行われた検察官の「証人テスト」とは、一体どのようなものだったのか。中林は、その手掛かりとなる証言を行っている。原審での「証人テスト」について質問された中林は、
要するに打合せというのは、これはよく覚えてるんですけど、検事のほうから、これは取調べじゃないからと。取調べじゃないんで、これはどうだったああだったということはもう聞きませんと。ですから飽くまでもこれは打合せと厚めてくださいというふうに検事から言われまして、検事から、証人として出すにはしっかりと打合せをして出なきゃいけないというふうに、そのときに法律という言葉を使ったかどうか定かじゃないんですけども、法律でもそういうふうになってるからというふうに検事から聞いたので、ああ、そうなのかというふうには私は納得して受けてました。
などと証言している。」

編者注：スピーチ中では「先の郷原」となっているが、実際には異なる資料であり、発行年も異なる

冤罪は重大な人権侵害であり、真犯人の処罰などという抽象的な法益よりも優先して防ぐべきです。弁護士、西 2023¹⁹

「まず、真犯人の不処罰という害は、刑法が正しく適用されなかったという抽象的な害であり、それによって直ちに誰かの権利が侵害されることはなく、その害は社会全体が負担する。他方、冤罪の場合、特定個人の人生を破壊するという実害が直ちに生じることになる。また、冤罪の場合には無罪の人が刑罰を受ける害に加えて真犯人の不処罰という二重の不正義が生じることや、消極的事実である無罪の立証の方が困難であるために冤罪の危険性の方が高いことなども冤罪防止を優先する理由となる。」終わり。

ケースサイド行きます。

内因性の2のAの暴力団に対して反論します。

近年は暴力団自体が衰えていて組同士の抗争が減っている上に、取り締まりが強化されたために幹部の指示があっても殺人のような重犯罪は行えなくなっています。

株式会社エス・ピー・ネットワーク首席研究員、芳賀 2025²⁰

「2015年に六代目山口組が分裂したように、暴力団自体は表面上、減退しているようにみえます。構成員・準構成員は組対部発足当時の2003年には全国で8万人以上いましたが、2024年末時点では2万人を切っています。暴力団犯罪の摘発者も年々減っており、派手な抗争事件も少なくなり、ある暴力団関係者は「親分への『御奉公』で組員が出ていく（犯罪を犯す）ケースは今もあるが、器物損壊程度の軽い罪で済ませる。〔中略〕暴力団対策法に基づく取り締まりの強化や暴力団追放運動の高まりに伴い、各地の組事務所が相次いで閉鎖、移転しています。」終わり。

次、Bのテロの話。

彼らはリスクがある、というだけで、彼らが挙げているのはオウムの一例だけです。で、少なくともその一例に関しては、現状の司法取引…現状の枠組みの中でもこうやって証言が取れているので問題ない。

で、次。発生過程へ行ってください。1点目として、構成員が…プラン後どのように話が…ごめんなさい、もう一点打ちます、内因性。

日本全体としても犯罪は減っています。

19 西愛礼（弁護士）『冤罪学 冤罪に学ぶ原因と再発防止』日本評論社、2023年、p.12

20 芳賀恒人（株式会社エス・ピー・ネットワーク首席研究員）「トクリュウ・シフト～暴力団もトクリュウも同時にたたけ」『SPN JOURNAL』2025年10月7日、URL: <https://www.sp-network.co.jp/column-report/column/bouhi/candr0360.html?curr=series>
〔中略〕部は以下の通り

「…出所後には組がなくなったり見捨てられたりするケースもあり、体を張る価値があるのか計算する」と打ち明けています。かつてのように看板を掲げられず、組員も少なくなった暴力団ですが、半グレ、トクリュウとの「接点」は絶えず見え隠れしています。捜査幹部は「たとえば、犯罪の実行行為をトクリュウなどにやらせ、アガリ（上納金）をもらえば、リスクも少ない」と指摘、「凶暴性の『質』は変わらない。一定数まで減ったが、頭打ちの勢力のまま、推移していくのでは」と指摘していますが、筆者も似たような見解です（暴力団の中核部分は「任侠団体」として残りつつ、周辺部分はトクリュウなどと溶け合いながら「犯罪組織」の要素を色濃くしていく「二極化」が進むと考えています。なお、その「融解」の役割を果たしたのがSNSです。トクリュウはSNSなくして発生しなかったともいえます。さらに言えば、準暴力団が海外のマフィアと暴力団の仲介役を担うなど、海外の犯罪組織との連帯にも警戒が強まるなど、周辺部分の拡大はそうした方向にも広がっているといえます）。組織改編でトクリュウ壊滅を期す警察は「トクリュウだけをたたいても、暴力団は新たな手先を探して生き延びる。暴力団とトクリュウは同時にたたき」と意気込んでいますが、正に今後の暴力団とトクリュウのあり方、その関係性を考えれば、そうすべきだと筆者も考えます。国内最大の指定暴力団六代目山口組が分裂して、2025年8月で10年が過ぎました。この間、近隣住民が暴力団事務所の使用差し止めを求める申し立てが相次ぎました。ただ六代目山口組本部については、申し立てには至っていません。報道で近隣住民は「あってもなくても。他の人も無関心だと思うよ」、「なにか恩を感じるようなことは特にない」が、事務所の存在自体を脅威に感じたことも無い、「いてほしいとは言わないけど、無くなった後に誰がくるのか不安」といった反応であり、周辺で抗争が起きないことも関係している可能性も含め、住民との関係性の悪しき（時代錯誤的な）根深さが気になります。一方、組事務所をめぐる、暴走運動の一環として近年、各地で進められてきたのが、事務所の使用差し止め訴訟です。特定抗争指定が外れた後も、組側が建物を事務所として使用できなくさせることを目的とするものですが、従来、活動の矢面に住民が立つと、報復されるなどのリスクがあったところ、2013年の改正暴力団対策法で、差し止めを求める住民に代わって、国家公安委員会から「適格団体」の認定を受けた各都道府県の暴走センターが原告になる「代理訴訟」が可能になりました。センターに委託した住民の個人情報、訴訟の中で組側が知ることはありません。兵庫県内では2017年以降、暴力団追放兵庫県民センターが六代目山口組、神戸山口組、絆會に所属する事務所を対象に、差し止めの仮処分を求める訴訟を全10件起こし、うち9件で仮処分が決定、1件で和解が成立し、住民側の要求が認められています。訴訟後、事務所があった建物を民間に売却する事例も相次いでおり、差し止め訴訟に詳しい、兵庫県弁護士会・民事介入暴力対策委員会の委員長、頼富隆光弁護士は「公道での発砲や事務所の襲撃などの抗争事件が相次ぎ、住民の危機意識が高まったことが背景にある」とみています。兵庫県警暴力団対策課によれば、「近くに幼稚園や小・中学校があり心配」「怖いので道避けて通動していた」などの地域の声が、申し立てにつながったといえます。事務所の差し止めを求める訴訟は全国でも起こっており、2019年には福岡地裁久米支部が、道仁会傘下組織の組事務所に対して、使用差し止めの仮処分を決定、2024年には東京地裁が、東京・新宿のマンションに置かれていた住吉会の本部事務所の使用を差し止める仮処分を認めています。」

編者注：〔中略〕部分が複数段落にまたがっており、〔中略〕前後の文脈的関連性が薄く、引用としては好ましくない。

東京人材開発センター 2025²¹

「2002年と2021年を比較すると、刑法犯の発生件数は約80%も減少した計算になります。警察庁も「平成14年をピークに刑法犯認知件数は一貫して減少し、統計上は着実に治安が改善してきた」と報告しています。[中略] 犯罪発生がここ20年で著しく減少した要因としては、官民一体となった総合的な犯罪対策の強化、地域の防犯意識向上、経済状況の変化、そして高齢化の進行による犯罪年齢層の縮小などが指摘されています。」終わり。
司法取引が必要になるような深刻な犯罪がどの程度の規模で起きているのかが全くわかりません。

で、さらにもう一点。現状でも日本版司法取引の対象犯罪の拡大が行われています。

東京新聞 2025²²

「犯罪容疑者が捜査に協力する見返りに刑事処分を軽減する「司法取引」（協議・合意制度）について、最高検察庁は1日、ニセ電話詐欺などの特殊詐欺の捜査にも適用すると発表した。ニセ電話詐欺は「かけ子」や「出し子」が摘発されても、首謀者や指示役が特定されないケースが多く、司法取引によって摘発を目指す。」
だから、例えば詐欺とかなら今のままでも全然適用できます。

解決性に行きます。

1点目。誰を逮捕して、何を吐かせたいのかがまったくわかりません。そもそも構成員が逮捕されている、という証明もありません。

2点目。末端の人間が情報を持っていることは少なく、どういう証拠が集まるのか不明です。

先の芳賀²³

「SNSではX（旧ツイッター）を中心に「即日即金」「高収入」とうたう募集が目立ち、犯罪グループに加わった後はメッセージが自動消去されるアプリでやりとりする集団が多いほか、実行役は首謀者や指示役の素性を知らないケースが大半です。[中略] かつては暴力団に対する捜査のように、犯罪組織の末端から幹部へ突き上げていく手法が中心でしたが、組織の関係性が薄いトクリュウでは組織の把握やメンバーの特定が容易でなく、実行役への指示系統から中枢に迫るのは難しいといえます。」終わり。

3点目。実際、本件はアメリカでも導入されていますが、末端の人間から有用な情報が聞き出せることは少ないです。

弁護士、秋田 2015²⁴

「また、より現実的な問題として、実際に捜査に有効な情報を持っている協力者は少ないとのことであった。マイク弁護士が取り扱った事例でも、組織の末端で実行役をさせられた依頼者が、捜査協力によって減軽を得ようとしたが、末端であるが故に有力な情報を持ち合わせておらず、結局取引は成立しなかったという。」終わり。
ということです。

重要性です。重要性に行きます。

イタリアの話を引用されていましたが、ここに対してターンを打ちます。むしろイタリアでは、構成員の犯罪を助長しています。

21 協同組合東京人材開発センター「在留外国人増加により日本の犯罪率は上昇するか？統計から詳しく解説」2025年5月8日、URL: <https://tokyo-hrc.jp/dependability/2025/05/08/crime/>

[中略] 部は以下の通り

「図2は2000年以降の刑法犯認知件数の推移をグラフにしたものです。この図からも、2000年代前半にかけて高水準だった犯罪発生が、その後急速に減少して現在は大幅に低下していることが読み取れます。」

22 東京新聞「ニセ電話詐欺も「司法取引」の対象に 首謀者摘発につなげたいけど...裁判官は証言の「信用性」に厳しくて」2025年10月2日、URL: <https://www.tokyo-np.co.jp/article/439749>

23 芳賀恒人（株式会社エス・ピー・ネットワーク主席研究員）「トクリュウを可視化せよ～令和6年版警察白書を読み解く」2024年8月6日、URL: <https://www.sp-network.co.jp/column-report/column/bouhi/candf0346.html>

[中略] 部は以下の通り

「勢力が増す一方、中枢への捜査は壁に直面、2023年に逮捕・書類送検した2455人のうち、首謀者やグループリーダーなど「中枢容疑者」は49人（2.0%）にとどまっています。トクリュウのような犯罪組織の台頭は「ルフィ」を名乗る男らに指示された2022～2023年の広域強盗事件が浮き彫りにしましたが、「闇バイト」が絡む犯罪は収まる兆しがなく、白書はトクリュウについて「市民社会に対する重大な脅威」と強調しています。なお、トクリュウは、2023年後半から被害が増加しているSNS型投資詐欺と恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取るロマンス詐欺への関与が疑われると記載されたほか、多額の売掛金（ツケ）を背負った女性客に売春を強要するなどの悪質なホストクラブについても、背後に関与している可能性がある」と指摘、トクリュウの摘発事例も紹介されており、カンボジアのリゾートホテルを拠点にした特殊詐欺グループを2023年1月に現地当局が拘束し、警視庁などが詐欺容疑で逮捕した事件や、複数の容疑者が「闇バイト」で集められた2023年2月の福島県での強盗事件などがあげられています。こうしたトクリュウの跋扈に対し、警察当局は組織性の解明を重視する従来の捜査手法の転換を迫られています。」

編者注：スピーチ中では「先の芳賀」となっているが、実際には執筆年の異なる別の記事。

24 秋田真志（取り調べの可視化実現大阪本部 副本部長）「シリーズ／取り調べ「可視化」の「現在」 アメリカの司法取引の実情に学ぶ—捜査協力型司法取引は可視化とセットで—」『月刊 大阪弁護士会』2015年11月、URL: https://www.osakaben.or.jp/01-aboutus/committee/room/kashika/files/geppou_46.pdf

聖心カトリック大、ピッコロ 2014 和訳²⁵

「たとえば Kelly ら (1994, p.501) は、証人保護および犯罪情報提供者への免責措置は職業犯罪者にとっての逃げ道を提供している」と主張している。米国会計検査院 (GAO) のデータを引用して、アルバニーズは「保護プログラムに投入された証人のおよそ 21%が、2 年以内に逮捕された」と指摘している。さらにダニングムとノリスによれば、寛大政策には多くの負の結果が伴う。すなわち、「犯罪は抑止されると同時に助長され、犯罪者は逮捕される代わりに犯罪を行う許可を与えられてしまう」のである。」終わり。

2 点目。本当の黒幕を捕まえる、という話でしたけれども、アメリカでは、むしろ幹部の減刑に使われており、ボトムアップ型になっていません。

ハーバード大教授、ナタポフ 2022 和訳²⁶

「しかし、「小魚を捕まえて大物を釣る必要がある」という話は、実際のインフォーマント市場の運営とは違う。実際には、はるかにずさんで、原則に欠けている。大物 (組織の幹部) は末端の構成員よりも多くの情報を持っている。そのため、彼らは捜査当局にとって、下位の者たちよりも価値が高い。そして、私たちは何度も、政府が比較的高い地位にいる幹部と取引を結び、その人物が自分の部下——運び屋、[時間切れ] 使い走り、薬物依存者、…」

終わります。

■肯定側質疑 (明海→前多)

明海：始めます。よろしくをお願いします。

前多：はい、お願いします。

明海：じゃあまずケースフローから確認していきたく思うんですけども、内因性全体に対して、犯罪は減っている、みたいな分析をされていましたよね。

前多：そうですね、はい。

明海：これっていうのはあくまで犯罪全体であって、暴力団犯罪とかっていう、特定の犯罪に言及しているものではないですよ。

前多：はい、この資料に関しては全体の話で、暴力団についてはその前の話で述べています。

明海：はい、わかりました。ありがとうございます。次に、対象犯罪を拡大できているんだ、みたいな話があったと思うんですけども、これっていうのは、もともと国としては認められていたけれども、検察庁が独自の内規として、やっていなかった領域にも拡大をしました、というような話ですよ？

前多：そうですね、はい。特殊詐欺の捜査にも適用する、ということを発表している…

明海：だから別に、プランが導入されなかったとしても自然に拡大していくとか、そういう話ではないですよ。

前多：えーと、それはどういう意味ですか？今現状でも対象犯罪の拡大が行われているということなので…

明海：えっと、だからもともと、司法取引の枠外にあるような犯罪に対して、勝手に拡大していくとか、そういう話ではないですよ。

前多：そこまでは述べていないですね、はい。

明海：わかりました。ありがとうございます。じゃあ次、解決性のところに対して確認していきたく思うんですけども、2 点目の話で、暴力団の人間っていうのは、情報とかを…末端の人間も持っているけれども、トクリュウに関しては持っていない、というような分析をされていましたよね。

前多：そうですね、はい。この資料ではそう言っています。

25 Salvatore Piccolo (Università Cattolica del Sacro Cuore (Milano)), Giovanni Immordino (University of Salerno and CSEF) “Organized Crime, Insider Information and Optimal Leniency”, *The Economic Journal* Vol. 127, No.606 (November 2014), URL: <https://scispace.com/pdf/organised-crime-insider-information-and-optimal-leniency-46n6wgvx9r.pdf>

[原文]

“For instance, Kelly et al. (1994, pp. 501) argue that witness protection and immunity for criminal informants represents an exit strategy for career criminals. Citing data from the US General Accounting Office (GAO), Albanese (1996, pp. 195) observed that approximately 21% of protected witnesses were arrested within two years of being put on the program. According to Dunningham and Norris (1999, 1996a,b) negative consequences of leniency abound ...crime is facilitated as well as repressed; criminals are licensed to commit crime rather than apprehended for their violations.”

26 Alexandra Natapoff (Harvard Law Professor) “‘Falling in love with your rat’: The criminal informant system in the US” *Harvard Law Today*, Nov 18, 2022, URL: <https://hls.harvard.edu/today/falling-in-love-with-your-rat-the-criminal-informant-system-in-the-u-s/>

[原文]

“But that story — that we need the little fish to get the big fish — is not actually how we run the informant market. It is much sloppier and less principled. Big fish have more information than little fish. So, it turns out, they’re more valuable to law enforcement than little fish. And time after time, we see the government cutting a deal with a relatively high-level operative, who then turns in their subordinates — the couriers, the runners, the people with substance use disorders, the low-level operatives. So, in effect, we often get it backwards. We’re cutting deals with the most culpable people at the expense of people who are not as culpable. And again, we don’t require the government to document either the costs or the benefits of these deals, so we don’t know how often this happens.”

明海：はい、わかりました。だから、暴力団に関しては、十分に持っている可能性がある、ということですね。

前多：暴力団の…えーと…暴力団に対する捜査に関しては、末端も関与して…

明海：わかりました、ありがとうございます。で、次、3点目として、マイク弁護士の感想みたいな話があったと思うんですけども、まずこれっていうのは、どこの国の犯罪組織の話をしていいますか？

前多：まずこれ、マイク弁護士の感想…次の資料だと思うんですけど…マイク弁護士の感想というか…事例を挙げているだけで、その前に、実際に捜査に有力な情報を持った協力者は少ない、というので、一般的な分析であって…

明海：それは何の証明…

前多：これに関しては、アメリカの導入事例についての話です。

明海：アメリカで、そういうような話を持っている人がいる、ということですね。わかりました、ありがとうございます。

前多：そうですね、はい。

明海：次に、インパクトに対するアタックがあったと思うんですけども、まず一つ目の話っていうのは、イタリアの話っていうのは…結局ここで言われている話っていうのは、保護プログラムとかやられた後に再逮捕されてしまう人がいるっていうような話でしたか？

前多：そうですね、はい。保護プログラムに投入された証人のおよそ21パーセントが2年以内に逮捕された、という話をしていきます。

明海：わかりました、ありがとうございます。

前多：で、逃げ道を提供しているというのが、この資料の主張です。

明海：すいません、DAフローに確認したいんですけども、深刻性確認させてください。深刻性で、ここっていうのは冤罪の方を優先するべきなんだったという話をしていたと思うんですけども、その根拠っていうのは、犯人の不処罰っていうものは、あくまでも抽象的な害にとどまるから、っていうのが理由でしたよね？

前多：そうですね、はい。

明海：で、別に具体的な権利侵害がないんだ、みたいな話があったと思うんですけども、犯人が野放しになって、結果的にテロが起きました、みたいな状態になったときに、そういうものに関して…それは別に、テロで犠牲になった人とかっていうのは、具体的な権利侵害、というふうな評価を、別にできますよね？

前多：でも、結局将来の、起こるか起こらないかわからないような、誰かの権利が侵害されるかもしれない、というようなリスクよりも、今日の前に人たちの権利…

明海：というような、抽象的だからダメ、という理解…

前多：そうですね、抽象的な議論… [時間切れ] 権利侵害よりも…

明海：ありがとうございます。

■肯定側第二立論：小林茜（JUSTICE）

ケースフロー。再反駁。

内因性

1. 否定側は犯罪が減っていると言っているだけで、削る反駁に過ぎません。内因性は残ります。

次にA、暴力団。

内因性のおおりに、暴力団犯罪もなくなっています。警察庁25²⁷によれば、令和6年では15,182件が検挙されています。

B、テロ。

実際に今でも凶悪なテロが起きています。実例。

京都府警24²⁸

「極左暴力集団は、平成元年以降、全国で350件を超えるテロ、ゲリラ事件を引き起こしており、このうち24件が京都で発生しています。特に、平成5年4月には、中核派が「沖繩植樹祭」に反対するため、京都では、時限式発火物や爆弾を使用して、三千院、仁和寺及び青蓮院茶室など、皇室関連施設6箇所を放火したり、爆破するといった事件を引き起こしています。」終わり。

27 警察庁組織犯罪対策部「令和6年における組織犯罪の情勢」令和7（2025）年4月、

URL: <https://www.npa.go.jp/news/release/2025/R6jyousei.pdf>

編者注：資料p.25の以下の記述が根拠と思われる

「また、近年、減少傾向にあった暴力団構成員等の検挙件数については、令和6年中は15,182件（同+249件、+1.7%）と、前年より僅かに増加した。主な罪種別では、窃盗が5,380件（同+759件、）+16.4%、詐欺が1,900件（同+300件、+18.8%）である（図表2-6）。」

28 京都府警察「京都を壊す極左暴力集団のテロ、ゲリラ」更新日2024年3月1日、

URL: https://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/bisan_j/kagekiha/index.html

次に解決性。暴力団ののところについて。末端は重要な情報を持っていないと言っていますが、

1. 暴力団は組織構造がはっきりしているので、ボスや幹部の把握は可能です。例えば、山口組のトップが司忍氏であることは誰でも知っています。

2. 組織は、犯罪の関係者の逃亡を手助けすることがあります。こういった情報を得ることによって、プラン固有で解決に繋がります。

神戸新聞 25²⁹

「また県警は同日、勢容疑者の逃亡生活を助けた犯人隠避の疑いで、無職の中田智富容疑者も逮捕した。〔中略〕山健組系組長が配下の組員らに殺害を指示した。〔中略〕18年間の逃亡を手助けした人物が他にもいるとみて、足取りを調べている。」終わり。
この件では逮捕に18年もかかっていますが、司法取引で情報を得られれば、より早期に解決できた可能性があります。

3. 実際にイタリアではボスの検挙に繋がっています。

ニュースポストセブン 18³⁰

「マフィアの取り締まりが激化した1980年代のイタリアで、警察官や判事らが殺害される事件が多発する中、マフィアの大家たちを逮捕できたのは、「ペンティート」と呼ばれる改悛者、つまり司法取引で仲間を売った人間たちの証言があったからだ。」終わり。

4. マフィアの再犯について、プランのない世界と比べてどれだけ増えたのかの立証はありませんでした。ターンになっていないし、インパクトも不明なので、これは投票理由になりません。

次にDAフローにいてください。アタック。

固有性

現状は、虚偽供述のペナルティがないため、共犯者の虚偽供述を抑止するインセンティブがありません。

弁護士、服部 22³¹

「ある事件の共犯者とされる者が『主犯は××だった』『利益は××が独占した』などと供述し、他の共犯者に責任を転嫁することは、よくあります。このような共犯者供述には、他の共犯者への「巻き込み」あるいは「引っ張り込み」の危険性があると言われています。」終わり。

発生過程

プランでは厳格な要件を課すので、取引しない場合よりも冤罪の確率は下がります。

発生過程 1、2、供述に対して、

1. プラン後は、虚偽供述をすると取引不成立または撤回されるため、被疑者の虚偽供述を固有に防止できます。

検事、宇川 97³²

「事情聴取の合意を交わした上で検察官の前に座っている以上、証人は知っていることを全て話すほかはないからである。虚偽を述べたり、脚色や誇張を交えていることが判明すれば、検察官に取引を断られるし、いったん取引成立に持ち込んで後で撤回されることになる。したがって、ここで嘘やごまかしを述べるのは、自分の利益に反するのである。」終わり。

実際、ブラジルでは司法取引によりモチベーションが変化しました。

29 神戸新聞NEXT「山口組系組長殺害事件 山口組への忠誠示すため計画か 逃亡18年の組幹部逮捕」2025年10月28日、

URL: <https://www.kobe-np.co.jp/news/backnumber2/202510/0019645561.shtml>

〔中略〕部を含む引用全体は以下

「また県警は同日、勢容疑者の逃亡生活を助けた犯人隠避の疑いで、無職の中田智富容疑者（63）＝京都府木津川市＝も逮捕した。事件は分裂前の山口組で発生。これまでの公判によると、山健組（神戸市）にいた後藤組長は当時、山口組の中核を直系団体の弘道会（名古屋市）出身者が占める状況に不満を抱き、山口組ナンバー2を公然と批判していた。そこで山健組の内部で後藤組長に制裁を加え、山口組への忠誠を示すために事件が計画された。山健組系組長が配下の組員らに殺害を指示した。勢容疑者の逮捕容疑は共謀して07年5月31日夕、神戸市中央区二宮町1の路上で、組織的に定められた任務に従って、後藤組長を刃物で刺殺した疑い。中田容疑者は今年9月26日、勢容疑者を同市東灘区のスーパーまで車で送って食料品の購入を補助し、潜伏先である同区内の建物まで送った疑いが持たれている。県警は2人の認否を明らかにしていない。県警暴力団対策課によると、中田容疑者が京都から神戸を訪れていることが分かり、行動を調べたところ勢容疑者の所在が判明。26日夜に東灘区の路上で逮捕した。18年間の逃亡を手助けした人物が他にもいるとみて、足取りを調べている。」

30 NEWSポストセブン「司法取引」をめぐる警察の思惑、ヤクザの論理」2018年6月12日、

URL: https://www.news-postseven.com/archives/20180612_695074.html/3

31 服部啓一郎（弁護士）「【元日産ケリー事件】司法取引と保釈」2022年3月18日、

URL: <https://note.com/keiichirohattori/n/nd36e52b76572>

32 宇川春彦（内閣法制局参事官補・検事）「司法取引を考える（12）」『判例時報』No.1602、平成9（1997）年7月21日号、p.35

ケイトー研究所・ロレンソン17和訳³³

「司法取引は、証言提出のインセンティブを変革するのに役立った。司法取引が導入される前は、被告人は嘘をついたり真実を曖昧にしたりしても何の不利益も受けなかったため、容易に嘘をついたり真実を隠したりすることができた。今では、裁判で真実を語るだけでなく、証拠が収集され裁判官に提示される捜査段階で効果的に協力するインセンティブも生まれている。」終わり。

3. 加えて暴力団やテロといった犯罪組織の場合、検察が誤って一般人を起訴する可能性は極めて低いです。周知のとおり、警察や公安が専門部署を立ち上げ、日ごろから対象者をマークしているからです。否定側の述べる、まるで一般人も冤罪で捕まるかのようなシナリオは肯定側のケースと合致していません。

4. 証人テストの話がありましたが、検察が、原則としてルールを破るという推定を置くのは間違っています。検察は現在も内規に従って慎重に制度を運用しています。これは次の反駁で述べます。

5. 検察は厳しい基準に則って司法取引を運用しています。

日経新聞 18³⁴

「合意に際しては▽制度を利用するに値するだけの重要な証拠が得られる見込みがあるか▽証言を裏付ける証拠が十分にあるか▽刑事処分を軽減することに国民の理解が得られる事案か——を慎重に見極めるとした。当面は合意にあたって地検、高検、最高検で必ず協議することも定めた。」終わり。

6. 裁判所も取引による供述は、裏付け証拠がなければ採用しません。そして現に検察も基準に従い、裁判所の厳しい審査を意識し、取引案件を厳選しています。

読売新聞 23³⁵

「ある検察幹部は「この5年の裁判所の判断は、予想以上に厳しい」と打ち明け、「『客観証拠がないとダメ』というルールが作られ、想定よりも使いにくい制度になっている」と受け止めに語った。

[中略] 法務省幹部は、適用が5年で3件にとどまり、供述の信用性が裁判所に否定されていることを踏まえても、「結果として外国公務員の贈賄事件のような従来は捜査が困難だった事案を立件できた」と司法取引の効果を強調。」終わり。

よって、司法取引では冤罪は減ります。

次に深刻性

1. 冤罪防止が絶対的に優先されるわけではありません。

ラトガース大教授、トーマス 18 和訳³⁶

「刑事司法制度の第一の指令は有罪判決を下すことであることを忘れてはならない。誰も有罪としないことで、冤罪率をゼロにまで減らすことができる。目撃証言を禁止すれば、冤罪率を大幅に減らすことができる。しかし、これらの「改革」はどちらも功利主義的な分析には合致しない。ブラックストーンは「1人の無実の者が苦しむよりも、10人の有罪者が逃げる方がましだ」と有名な言葉を残している。この比率が正しいのか疑問視する声も多く、10対1よりも低い数値を主張する者もいるが、ある時点では、有罪者を釈放することのコストが無実の者へのリスクを上回るという点には誰もが同意する。」終わり。

肯定側は現状維持の立場であり、司法制度や一部犯罪の司法取引は認めています。冤罪防止には閾値があると考えるのが妥当です。

33 Geanluca Lorenzon (Brazilian Lawyer and consultant), “Corruption and the Rule of Law: How Brazil Strengthened Its Legal System” Cato Institute Policy Analysis No.827, November 20, 2017,

URL: <https://www.cato.org/policy-analysis/corruption-rule-law-how-brazil-strengthened-its-legal-system>

[原文]

“Plea bargaining has helped transform the incentives for presenting testimony. Before plea bargaining was introduced, defendants could easily lie or obfuscate the truth because they faced no negative repercussions for doing so. Now, there are incentives not only to be truthful at trial, but also to effectively collaborate during the investigation phase, when evidence is gathered and presented before a judge.”

34 日本経済新聞 「「司法取引」最高検が運用方針を公表「慎重に実施」」2018年3月20日、

URL: <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO28376060Q8A320C1CR8000/>

35 読売新聞オンライン 「導入5年「司法取引」適用わずか3件…職場に隠れて何度も聴取、裁判所は供述信用性に「慎重」」2023年6月7日、URL: <https://www.yomiuri.co.jp/national/20230607-OYT1T50042/>

[中略] 部は以下の通り

「課題を検証

19年に全面施行された改正刑事訴訟法の付則に基づき、法務省は昨年7月、取り調べの録音・録画（可視化）や司法取引などについて課題点の検証を行う有識者らの協議会を発足させた。これまで6回の会合は可視化が検討の中心で、司法取引は今後議論される。」

36 George C. Thomas III (Rutgers University Board of Governors Professor of Law & Judge Alexander P. Waugh, Sr. Distinguished Scholar)

“Where Have All the Innocents Gone?”, *Arizona Law Review*, Vol. 60:865, 2018, URL: <https://arizonalawreview.org/pdf/60-4/60arizlrev865.pdf>

[原文]

“We must not forget that the prime directive of the criminal justice system is to convict the guilty. We could reduce the rate of wrongful convictions to zero by not convicting anyone. We could reduce the rate of wrongful convictions a lot by banning eyewitness testimony. Neither of those “reforms” satisfies a utilitarian analysis. Blackstone famously said that “it is better that ten guilty persons escape, than that one innocent suffer.” While many have questioned whether that is the correct ratio, and some have argued for a lower number than ten to one, everyone agrees that at some point, the cost of letting the guilty go free outweighs the risk to the innocent.”

2. ターン。現実的な冤罪率を考えれば、処罰を優先すべきです。

ユタ大教授、キャセル 18 和訳³⁷

「入手可能な実証 研究 文献を綿密に検討した結果、冤罪率の算出に必要な要素は、裁判における誤判率、裁判による冤罪と司法取引による冤罪の比率、そして司法取引によって解決された事件の割合に着目することで構築できる。これら 3 つの要素それぞれについて実証的な推定値を組み合わせると、冤罪率の合理的な計算は、暫定的に 0.016% から 0.062% の範囲となる。」終わり。
ここで内因性をみてください。オウムの事件のように、組織犯罪では数千人の市民が犠牲になります。暴力団についても、毎年相当数の犯罪が繰り返され、長期的には数千人が犠牲になります。よって、処罰を優先すべきです。

3. 発生過程アタックで述べたとおり、検察は、難易度の高い事件に限ってピンポイントで取引します。このため、冤罪率への影響は無視できるレベルです。他方、内因性 1 の 2 枚目のとおり、全容解明の唯一の手段となる場合があり、解決性のとおり、その効果も大きいです。よって、国として司法取引という手段を持つ正当性は十分にあります。

次に、新しいフローシートを出してください。事例を追加。

C) 政治資金

内因性：

政治家の汚職を贈収賄罪で検挙することは困難であり、本丸は政治資金規正法です。

弁護士、郷原 20³⁸

「与党議員の場合、いわゆる族議員としての「政治的権力」を背景に、各省庁や自治体等に何らかの「口利き」をすることが多いが、その場合、「ヤミ献金」のやり取りがあっても、職務権限に関連しているとは言えず、贈収賄罪の適用は困難だ。だからこそ政治資金規正法という法律があり、政治家が業者から直接現金で受領する「ヤミ献金」こそ、政治資金規正法の罰則で重く処罰されるのが当然と思われるであろう。」終わり。

しかし、政治資金規制法は司法取引の対象外です。観察のとおり、首謀者たる政治家にヤミ献金の責任を問うには、秘書の協力が不可欠です。

解決性：

ブラジルでは、司法取引で汚職事件が次々に解決しました。

上智大名誉教授、堀坂 16³⁹

「個人や企業を対象とする司法取引が活用され、ひとつの供述から次の疑惑が発覚し捜査の網は次々と拡大、国営の原子力発電所や [時間切れ] …」

終わります。

■否定側質疑（前多→小林）

前多：はい、お願いします。まず DA フローから確認していきたいんですけど、あなた方が今回追加された事例っていうのは、まずブラジルの話と、ターンアラウンドで追加されたアメリカの話、あと一部、現状で行われている日本の司法取引の話、この三つでよろしかったですかね？

小林：えーと…すみません、どこに着目されているかわからないんですけど、今言った…

前多：否定側のデメリットの冤罪に対する事例っていうのは、ブラジルの話と、日本の現状の司法取引の話と、ターンアラウンドの話…これ、カッセルさんの資料だと思うんですけど、最後に打たれた資料、これ、アメリカの話ですよね。

小林：あー、はいはい、そうですね、はい。

37 Paul G. Cassell (Ronald N. Boyce, Presidential Professor of Criminal Law and University Distinguished Professor of Law, S.J. Quinney College of Law at the University of Utah) "OVERSTATING AMERICA'S WRONGFUL CONVICTION RATE? REASSESSING THE CONVENTIONAL WISDOM ABOUT THE PREVALENCE OF WRONGFUL CONVICTIONS", *ARIZONA LAW REVIEW*, Vol. 60:815, 2018, URL: <https://arizonalawreview.org/pdf/60-4/60arizlrev815.pdf>

[原文]

"Based on a careful review of the available empirical literature, it is possible to assemble the component parts of a wrongful conviction rate calculation by looking at error rates at trial, the ratio of wrongful convictions obtained through trials versus plea bargains, and the percentage of cases resolved through pleas. Combining empirically based estimates for each of these three factors, a reasonable (and possibly overstated) calculation of the wrongful conviction rate appears, tentatively, to be somewhere in the range of 0.016%–0.062%—a range that comfortably embraces Justice Scalia's often-criticized figure."

38 郷原信郎（郷原総合コンプライアンス法律事務所代表弁護士）「政治資金規制法、「ザル法」の真ん中に「大穴」が空いたままで良いのか」2021年2月15日、URL: <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/1c3b9a84d2681c087b64a1057ed2131c2d5c765c>

39 堀坂浩太郎（（一財）国際貿易投資研究所客員研究員、上智大学名誉教授）「ブラジルを覆う汚職リスク—民主政治の基盤を蝕む病癩とその克服」『季刊 国際貿易と投資』No.106/Winter 2016、URL: <https://iti.or.jp/kikan106/106horisaka.pdf>

前多：はい、わかりました。ありがとうございます。で、その次、政治資金の話に行きましょう。最後に何か…追加されているみたいですが、現状で、これっていうのは適用…司法取引の適用外、ということなんですよ？

小林：はい。

前多：これ、司法取引があったら、それが…しょっぴけるとか、そういった分析はありますか？

小林：はい、最後に読んだ通り、ブラジルでは次々と…

前多：ブラジルで見つかっているから、日本でもいけるだろう、と、そういう話ですね？

小林：はい。そうです。

前多：なるほど、わかりました。はい、ありがとうございます。では次、メリットの方に行きたいんですけど、えーと…暴力団の話が2枚追加されたと思うんですけど、一つ目の話…無職の人を逮捕した、みたいな話があったと思うんですけど、これ、どういう事例でしたっけ？

小林：すみません、無職のというか、ここでは、暴力団員の仲間を隠して…かくまっていた人みたいなのがいて、その方が、ずっとかくまっていたせいでどこに隠れているかわからなかったもので、18年間逮捕できなかったんですけど、それが、供述とか獲得できたらもっと早く逮捕できたかもしれないので、制度はあったほうがいいよね、っていう主張に使わせていただき…

前多：えっと…どこまでが資料内で述べられていることなんですか。

小林：ああ、すみません。資料は勢さんっていう殺人をされた方が逮捕されました、っていう話と、あと同時にかくまっていた人も逮捕されました、っていう話をしています。

前多：かくまっていた人はもともと捕まっていたんですか？

小林：えーと、これちょっとすみません、順序はわからないんですけど、二人捕まった

前多：うーん…肯定側はこれに対して、どういう…プランを導入したあとにどういうふうになって、これが助かる、って想定なんですかね？捕まえられるようになるっていう想定なんですか？

小林：はい、複数の関係者がいるっていうのも資料内で言われてるんですけど、例えばそこで一番最初に見つかった人に、他の組員の足取りとかを確認して、その組員が潜伏している先っていうのを…

前多：なるほどなるほど、わかりました。ま、誰か一人が最初に見つかることが大事だということですよ？

小林：はい。

前多：はい、わかりました。ありがとうございます。で、次の話はイタリアの事例でしたね。はい、ありがとうございます。で、その前の事例で、えーと…テロの話がありました。この話っていうのは、どういう規模感の話をしているんですかね。つまり、オウムとかそういう規模感が350件あるわけじゃなくて、何が…テロがあるっていう話なんですか？

小林：ちょっと規模感っていうのはわからないんですけど、ここではその…爆発物とか放火とか言っているの、だいぶその…規模は…

前多：爆発物とか放火…それって共同で…共犯で行われているんですかね、あなた方が言うような。

小林：そうですね、テロとかゲリラの極左暴力集団って言っているの、共犯でやっていると判断した…

前多：共犯であるものも入っている、っていうことですよ？

小林：というか、一般的には、多分準備するのに、協力してやっている可能性が高いと思います。

前多：あ、時間なんで終わります。

■否定側第二立論：泉原由音（ダッドリー）

発生過程2に3点追加します。

1. 捜査協力型の答弁取引が制度化されているアメリカでは、まさに検察が求めるようなオーダーメイドの供述が行われています。

バージニア大学ロースクール教授、ギャレット 2014⁴⁰

「一番驚かされたのは、最も積極的な情報提供者になると、こんなにも検察側の法廷戦術にぴったりと合った「オーダーメイド」の供述をするものなのか、ということであった。彼らの証言は、被告人のアリバイを崩したり、検察側立証の弱点を補ったり、検察側証拠を強化することを意図した、詳細な事実を含むものであった。指紋証拠が決定的でなかった場合、情報提供者は、被告人が手袋をはめていたと自白したと証言した。目撃者が被告人を識別できなかった場合、情報提供者は、被告人はわざと顔を隠していたと証言した。」終わり。

証言テストを禁止するスパイクプランは立論段階で実効性が証明されなかったので絶対に取らないでください。

2点目。誤った証言に基づいて捜査が行われると、相互に補強しあう偽りの証拠関係が作り上げられてしまいます。

南カリフォルニア大、サイモン 2011 和訳⁴¹

40 ブランドン・L・ギャレット（バージニア大学教授）『冤罪を生む構造 アメリカ雪冤事件の実証研究』日本評論社、2014年、p.143

41 Dan Simon (Professor of Law & Psychology at the Gould School of Law at the University of Southern California), “The Limited Diagnosticity of Criminal Trials”, *Vanderbilt Law Review*, Vol. 64:1:143, 2011, URL: https://gould.usc.edu/centers/class/class-workshops/usc-legal-studies-working-papers/documents/11_2_paper.pdf

「だが、最初の証拠が誤っていた場合、それが引き金となって、捜査全体に誤りの連鎖が広がってしまう。こうした連鎖は、捜査手続き自体が新たな誤りを生み出し得るという事実によって助長される。そしてその誤りは必ず、すでに存在する間違った証拠と整合し、誤りをさらに積み重ねてしまう。さらにこの連鎖は、警察が最初に選んだ行動方針に固執することによって悪化することが多い。とりわけ、容疑者の名前が特定され身柄が拘束された後には、捜査活動の大部分がそこで行われるため、その固執は特に強まる。証拠項目が互いに真に独立していない場合、それらは偽りの「補強感」を生み出す。」終わり。

3点目。実証的にも、捜査協力型取引が誘引する誤った証言は、アメリカでの冤罪の主な原因となっています。

ノースウェスタン大学ロースクール 2005 和訳⁴²

「このような人々は、見返りを得るために嘘をつく動機を持つ証人——通俗的には「スニッチ」と呼ばれる——の証言によって、死刑を言い渡されながらも後に無罪とされた全米で 51 人の中に含まれます。こうした“見返り付き証人”の多くは、自らの事件で刑を軽減されることを約束された刑務所内の情報提供者や、自分から疑いを逸らす動機を持つ殺人犯でした。1970 年代に死刑制度が再開されて以来、死刑囚の冤罪による釈放は 111 件あります。そのうちスニッチ証言が関与した事件は 45.9%を占めています。これは、米国の死刑事件における冤罪の最大の原因がスニッチ証言であることを意味します。」終わり。

じゃあプランに行ってください。

肯定側のプランの 3 点目で、客観証拠がなければ使えないということでしたが、ここに 4 点。

1 点目。客観証拠の定義が曖昧です。

2 点目。客観証拠はそれ単体で機能するものではなく解釈も必要になるため、仮にこのプランに実効性があったとしても、証言による冤罪は起こりえます。

法務省刑事司法制度改革会議 2012⁴³

「客観証拠の裏付けのない供述証拠については証拠能力を認めない、あるいは、証拠としにくくする、または信用性が低いという扱いをするということを法制化できないか。との見解が示され、これに対しては全ての事件について決定的な客観証拠があるとは限らないし、自由心証主義の下、供述証拠であれ客観証拠であれ、証明力の評価は事実認定者の判断に委ねられており、そのような法制化をすることは、根本的に無理である。との見解が示された。」終わり。

特に、捜査協力型司法取引が必要となるような否認事件においては、証拠物の解釈に関しても争いが生じます。

菊池総合法律事務所 2011⁴⁴

「客観的な証拠（物証）や供述を録取した書面（調書）だけでは、判決は下せません。物証は、それをどう解釈するかの余地がありますし、調書は、供述をそのまま伝えているかどうかの問題があります。」引用中断。

例えば組織犯罪において首謀者から実行役に犯行を指示するメモが発見されたとしても、被告人側は自分が書いたものではないとか犯罪とは関係ない別の意味だといった対抗のストーリーを主張するはずで、検事側はその証拠物が「どこからでてきたのか」「なぜそこにあると知っていたのか」「どういう経緯でこういう意味があるのか」といった背景を説明しなければならず、結局は証人尋問を通じて協力者の証言が参照されることとなります。

[原文]

“When the initial evidence item is erroneous, it can set off an escalation of error that sweeps through the entire investigation. The escalation is facilitated by the fact that investigative procedures are capable of actually inducing errors, which invariably cohere with and compound the extant mistaken evidence. Escalations are oftentimes exacerbated by the police’s commitment to the initial course of action taken. This sense of commitment is particularly strong after the suspect has been named and taken into custody, which is when the bulk of the investigative work is performed. When the evidence items are not truly independent of one another, they create a false sense of corroboration.”

42 Northwestern University School of Law Center on Wrongful Convictions, *The Snitch System – How Snitch Testimony Sent Randy Steidl and Other Innocent Americans to Death Row*, A Center on Wrongful Convictions Survey, Winter 2004-2005, URL: <https://www.law.northwestern.edu/legalclinic/wrongfulconvictions/documents/snitchsystembooklet.pdf>

[原文]

“These men are among 51 nationally who have been exonerated of crimes for which they were sentenced to death based in whole or part on the testimony of witnesses with incentives to lie — in the vernacular, snitches. For the most part, the incentivised witnesses were jailhouse informants promised leniency in their own cases or killers with incentives to cast suspicion away from themselves. In all, there have been 111 death row exonerations since capital punishment was resumed in the 1970s. The snitch cases account for 45.9% of those. That makes snitches the leading cause of wrongful convictions in U.S. capital cases — followed by erroneous eyewitness identification testimony in 25.2% of the cases, false confessions in 14.4%, and false or misleading scientific evidence in 9.9%.”

43 法務省 法制審議会—新時代の刑事司法制度特別部会 第 12 回会議議事録配布資料 36 「第 11 回会議の概要」平成 24 (2012) 年 7 月 31 日、URL: <https://www.moj.go.jp/content/000100777.pdf>

44 大塚嘉一(菊池総合法律事務所代表弁護士)「裁判の見所(1)—証人調べ」『弁護士が執筆するコラム』2009 年 5 月 13 日、URL: <https://www.kikuchisogo.com/columns/%E8%A3%81%E5%88%A4%E3%81%A6%E8%A6%8B%E6%89%80%EF%BC%88%E2%89%95%E8%A8%BC%E4%BA%BA%E8%AA%BF%E3%81%B9/>

同資料⁴⁵

「裁判員や裁判官は、証人の証言から、心証を形成することになります。証人調べは、まず、証人を申請した側から尋問がはじまります。これを主尋問と言います。主尋問は、概ね調査などを中心に、検察官、弁護人と証人の事前の打合せどおり進みます。」終わり。

ということです。

3点目。また当初は厳格に運用されるとしても、適用基準が徐々に甘くなっていきます。

ウェイン州立大准教授、オートマン 2020 和訳⁴⁶

「司法取引一より正確には司法取引に関する考え方は 1920 年代から 1960 年代にかけて大きく変容した。法曹界が危険な逸脱として注目した慣行が、やがて常態化したのである。[中略] 今日では司法取引が当然視されているため、比較的最近までそれが刑事司法の通常の手法ではなかったことを忘れがちだ。」終わり。

実際アメリカでは、客観証拠がなければ取引できないというルールが判例で示されたものの、形骸化しています。なお資料中のアルフォードプリーとは、無罪主張の被疑者がそれを撤回しないまま罰刑を受け入れるタイプの司法取引のことです。

ジョージ・メイソン大博士課程、デゼンバー 2021 和訳⁴⁷

「ノースカロライナ州 対アルフォード事件において、最高裁判所は、「自らの無実を主張しつつも、裁判で無罪を得られる見込みが低いと判断した被告人であっても、有罪を示す事実に根拠が十分に存在する場合には、有罪答弁を行うことができる」と判示した。[中略] 検察官および弁護人の大多数は、アルフォードプリーを選択するか否かの判断において、「証拠の強さ」が決定的な要因ではないと回答している。同様に、判事たちもアルフォードプリーと通常の有罪答弁との間に証拠の強さの違いを見出しておらず、証拠の審査方法も区別していないと述べている。最終的に、バージニア州の検察官および弁護人は、アルフォードプリーを選択する被告人にとって最も重要な要因は、「陪審による量刑審理」に直面するリスクを回避したいという点にあると主張している。」終わり。

ということです。

45 同上。注 44 の引用文と本引用の間には以下の文章がある

「今までの刑事裁判は、調書に頼りすぎていたのではないか（いわゆる「調書裁判」ですね。）、という反省が、今回の裁判員裁判の登場する理由のひとつです。」

46 William Ortman (Assistant Professor of Law, Wayne State University) “WHEN PLEA BARGAINING BECOME NORMAL”, *Boston University Law Review*, Vol. 100:1435, 2020, URL: <https://www.bu.edu/bulawreview/files/2020/09/ORTMAN.pdf>
[原文（[中略] 部含む）]

“Plea bargaining—and more to the point, ideas about plea bargaining—traveled a long way between the 1920s and the 1960s. A practice that came to the legal profession’s attention as a dangerous deviation had become normal. What, in the end, does that transformation tell us about our criminal justice system? I conclude by offering three answers to that question. First, if my interpretation of plea bargaining’s normalization is correct, it means that the Legal Realists had a hand in shaping the ideology of American criminal justice. At the very least, it means that Realist ideas can be applied post hoc to rationalize the shape of our criminal justice system. Either way, it is surprising that the Realists have any important place in this story. Criminal procedure should be added to the list of legal fields stamped (for good or for ill) by Realist influence. Second, the history identifies that in at least one respect, the process by which plea bargaining became normal was shockingly superficial. The objections to plea bargaining posed by the Progressive reformers were not strong. That is not necessarily a criticism; they were, after all, the first to grapple with the phenomenon. Regardless, their objections were handled easily by the intellectual tools of Realism. The Progressive reformers mostly ignored the more forceful objection—that systemic plea bargaining depends on coerced guilty pleas. By the time that objection was raised aggressively in the 1950s and 1960s, the sophisticated Realist defenders of plea bargaining had moved on. The objection was thus “answered” in the middle of the twentieth century by papering over concerns of voluntariness and coercion. That “answer,” moreover, cemented plea bargaining’s status as the normal way of doing American criminal justice. Finally, and most simply, the history is a reminder of the contingency of normalized plea bargaining. It was not that long ago that the elite legal profession looked at plea bargaining and was repulsed. Because plea bargaining is taken for granted today, it’s easy to forget that relatively recently it was not the normal way of doing criminal justice.”

47 Amy Dezember (George Mason University) “Examining Alford Pleas and the Presumption of Strong Evidence” *A Dissertation Submitted to the Graduate Faculty of George Mason University in Partial Fulfillment of The Requirements for the Degree of Doctor of Philosophy Criminology, Law and Society*, Spring 2021, URL: <https://mars.gmu.edu/server/api/core/bitstreams/7f4b45bd-89f3-441e-9bd1-86df71ec7f60/content>
[原文（[中略] 部含む）]

“In *North Carolina v. Alford* (1970), the Supreme Court held that defendants who claim innocence but perceive their chances of acquittal at trial to be too risky can still plead guilty so long as there is a sufficient factual basis of guilt against the defendant. However, “sufficient” has never been defined by the courts and thus pleas could be accepted for a variety of reasons with differential standards applied in different cases (Shipley, 1987). Using a mixed method approach, this dissertation adds to the limited research surrounding Alford pleas by examining how these pleas compare to traditional guilty pleas in their case processing (i.e., length of case disposal) and sentencing outcomes (i.e., sentence length, sentence reduction, and carceral sentence). Additionally, this dissertation explores the process of negotiating, offering, and accepting Alford pleas, to better understand how these unique pleas function in practice. Analysis of a sample of Virginia court cases indicated that Alford plea cases took x longer to dispose of and generally received less favorable sentences than traditional guilty pleas. Specifically, Alford pleas received longer sentences, were less likely to receive a full sentence reduction as compared to traditional guilty pleas, and were more likely to receive incarceration as part of their sentence. However, Alford pleas were not significantly different from traditional guilty pleas when no sentence reduction was given nor in the size of the sentence reduction (if one was given). Additionally, interviews with court actors (i.e., judges, prosecutors, and defense attorneys) indicated that these pleas are negotiated similarly to traditional guilty pleas, and often only come up near the plea hearing when the defendant is reluctant to plead guilty but also opposed to going to trial.” The majority of prosecutors and defense attorneys stated that the strength of evidence is not a driving factor or consideration in the decision to enter an Alford plea rather than a traditional guilty plea. Similarly, judges also report no differences in the strength of evidence in Alford plea cases and stated that they do not treat their review of evidence any differently in these cases than traditional guilty pleas. Ultimately, Virginia prosecutors and defense attorneys argue that the risk of facing jury sentencing is a much more important factor for reluctant defendants to enter an Alford plea.”

4点目として、こういった証拠というのは偽造される可能性もあります。

日経新聞 2020⁴⁸

「民事裁判でメールなどのデジタルデータが証拠となる例が増えるなか、改ざんされたデータが証拠とされてしまうリスクを指摘する声は専門家から挙がっている。書き換えが容易なのにもかかわらず、国内では裁判所に提出されたデータが真正かどうかを確認する方法は未確立だ。」終わり。
ということで、絶対に機能しません。

次、解決性に対して、

1点目。上位者を減刑するだけになっているという 2AC の続きのエビデンスを読みます。

ハーバード大教授、ナタポフ 2022 和訳⁴⁹

「そして、私たちは何度も、政府が比較的高い地位にいる幹部と取引を結び、その人物が自分の部下——運び屋、使い走り、薬物依存者、つまり末端の構成員——を売る場面を目にしてきた。つまり、結果的に構図が逆転している。私たちは、最も罪の重い人間と取引を結び、罪の軽い人々を犠牲にしている。」終わり。

2点目。虚偽の自白のみが、こういった司法取引によって増えるということが、メタアナリシスでわかっています。

テキサス大、スワンナー他 2015 和訳⁵⁰

「インセンティブの有用性に関するこれまでの全研究において、インセンティブが真実の供述を提供する意思を高める証拠は一つ見出されていない。[中略]これらの知見は、容疑者に対する取調べによって生じる虚偽の自白に関する研究と一致している (Houston, Meissner, & Evans, 2014)。この最近のメタアナリシスは、真実の自白は内的動機（すなわち、感情的な罪悪感）によるものであるのに対し、虚偽の自白は外的動機（すなわち、状況による圧力）によるものであることを実証している。」終わり。

ということで、DA はあるけどケースがないという取り方が、この試合ではできません。

最後に現状維持と並行してマイナーリペアを3つ出します。

肯定側が内因性で挙げていた暴力団による組織的な犯罪だけ、そしてテロだけ、そして政治家による収賄罪だけをそれぞれ日本版司法取引の対象犯罪にします。

非命題性は、大幅に拡大していないことです。テロとか、政治家による収賄罪っていうのは数年とか数十年に1件っていう割合だし、暴力団員が検挙犯に占める割合が多いというのは、指示されてやっているものの数ではなくて、そっちは激減しているという INC の内因性のアタックのほうが勝ると思えます。

優位性は、ケースを完全にキャプチャできることと、それ以外の犯罪類型において冤罪の DA が発生しないということです。

終わります。

■肯定側質疑（小林→泉原）

小林：よろしくお願ひします。

泉原：お願ひします。

48 日本経済新聞「デジタル証拠 改ざんどう防ぐ 確認方法は未確立 裁判 IT 化、議論必要に」2020年8月24日、
URL: <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO62895970R20C20A8TCJ000/>

49 前出、Alexandra Natapoff
[原文]

“And time after time, we see the government cutting a deal with a relatively high-level operative, who then turns in their subordinates — the couriers, the runners, the people with substance use disorders, the low-level operatives. So, in effect, we often get it backwards. We’re cutting deals with the most culpable people at the expense of people who are not as culpable.”

50 資料提示あり。Jessica K. Swanner (University of Texas at El Paso), Denise Beike (University of Arkansas), “Throwing You Under the Bus: High Power People Knowingly Harm Others When Offered Small Incentives” *BASIC AND APPLIED SOCIAL PSYCHOLOGY*, 37, 2015, pp.300-301

[原文（[中略] 部含む）]

“Across all of this research on the utility of incentives there has been no evidence of incentives increasing the willingness to offer true testimony. Investigation of degrees of willingness to sign the statement (i.e., compliance) also demonstrated no advantage for offering incentives for truthful incriminating statements. Furthermore, as evidenced by Figure 1 and similar to the results of Swanner and colleagues (Swanner & Beike, 2010; Swanner et al., 2010), at no point during the interrogations did the offer of an incentive actually increase the signing rate for true incriminating statements. These findings are consistent with research on false self-incriminating confessions resulting from interrogations of the suspect (Houston, Meissner, & Evans, 2014). This recent meta-analysis demonstrated that truthful incriminated statements are due to internal motivations (i.e., emotional guilt), whereas false statements are due to external motivations (i.e., pressure of the situation).”

小林：マイナーリペアなんですけど、内容がよくわかんなかったんですけど、対象が暴力団だけのものと、テロだけのものと、政治資金だけのもの、それぞれキャプチャーできるところとできないところがあると思うんですけど、どういうふうに優位か…

泉原：三つのマイナーリペアを、否定側は、おっしゃっていただいた通り提出していて、セオリー上そういうものの組み合わせもまた否定側のオプションとして選択できるというふうに考えています。例えば、暴力団と政治家とか、その…三つ全部とか、全部やらないとか、そういうことです。

小林：わかりました。で、観察のとおり、多様な組織があって、かつ、内因性の通りいろんな犯罪をしてたりするから、全体に拡大しないと取引しづらい構造があるんですけど、一部実施でもこういうのってできるんですか…解決するんですか？

泉原：まあ、とりわけその中でも被害が深刻であるとか、司法取引を適用すべきだ、っていうふうに肯定側が考えているものが、これだと…この三つだということで提出されたと思うので、そこを集中的にやろうというのが否定側の考えです。

小林：わかりました。じゃあアタックに行きます。まずプランのところなんですけれど、これについて…ちょっとこれは私がかわかっていないんですが、物的証拠を要求するのっていうのがルール化できない、みたいなことを2点目とかでおっしゃっていましたか？

泉原：はい、言っています。

小林：なるほど。これちょっと私、なんでルール化できないかっていう理由がわからなかったんですけど、例えば今でも補強法則とかって、法律で定めていたりすると思うんですけど、そういうのを定めることはできないんですか。

泉原：補強法則っていうのは、証言を裏付けるような証拠が必要っていうことで…それも形骸化するっていう話は別であるんですけど…ここで言っているのは、要するに法務省の会議で供述…客観証拠が裏付けがないと使えないっていう制度はできないか、っていう見解が示されて、それに対して…その証拠がどれだけ証明力を持つのか…まさに…犯人性っておっしゃっていましたが、その犯人性を示すのに、どれだけ強い証拠かっていうのは、やっぱりどこまでいっても解釈に委ねられる部分があって、だからこそ証拠だけでは使えない、という見解が示されています。

小林：なるほどすいません、わかりました。ルール化はできるが解釈による部分があるよ、と言いたいということですね。

泉原：まあそうですね。結局だから、証言…

小林：わかりました。大丈夫です大丈夫です。ありがとうございます、はい。じゃあえっと、供述のところに対しての反駁なんですけれど、ここで、虚偽の供述のみが増えたっていうメタアナリシスっておっしゃってたやつなんですけれど、私の記憶では、これって実験室実験を統合したメタアナリシスだったと思うんですけど…

泉原：実験室実験も含まれていたと思います、はい。

小林：なるほど。どういった実験室実験かわかりますか？つまり、プランと適合しているか、とか、状況…誰を対象とか、そういう…

泉原：基本的には、要するに、自分以外の人の罪を情報提供すると何らかの恩典が…

小林：どういうシチュエーションでの実験ですか？それによって結構信憑性が変わってくるかな、って思うんですけど。

泉原：何ですか？

小林：どういったシチュエーションでの実験ですか？

泉原：まあ何か…複数の実験が含まれていた、みたいな [時間切れ] …

小林：ありがとうございます。

■否定側第一反駁：園山幸一（ダッドリー）

否定フローへ再反論します。

まず1点目、現状でも虚偽供述あるという話がありました。

1点目。デメリットを何も削っていません。メリットもデメリットも対象となっているのは現状で恩典がないから証言しないけど、プラン後は証言するという人たちなので、プランで増える部分だけを見るべき。それがなければメリットもない。

2点目。司法取引の証言はこれらに比べても固有に危険です。

甲南大、笹倉 2016⁵¹

「協議・合意制度のもとでは、もともと危険な共犯者供述が、恩典という約束を与えることによって得られることになる。このようにして得られる供述は、まさに、「二重の意味で信用性に乏しい」のである。」終わり。

次にターンと言っていましたけれども、1点目として、ターンが成立するとしたら、これ、現状証言している人がプラン後は司法取引を利用して証言するようになるという、つまり置き換わるという証明が必要だけれども、そんな証明は全くない。

51 笹倉香奈（甲南大学准教授）「刑罰法改正と共犯者供述による立証」『法律時報』2016年88巻1号（通巻1094号）、p.23

2点目、もし本当によくわからない謎ルールみたいなのが適用されるて、刑期も減らさなきゃいけないみたいなことが本当に起きるんだったら、検察もなるべくこういう制度を使わなくなると思います。実際に彼らの言っていた服部の資料もその続きでそういうことを言っています。

肯定側と同じ服部 2022⁵²

「『今まで通り』、取調室の中で、参考人や共犯者と駆け引きして供述調書をとれば良い。そういう風に受け止められている可能性は、十分にあり得ると思います。[中略]司法取引に対する裁判所の厳しい姿勢は、一見好ましいように見えますが、これが司法取引に限定されたままだと、「裏取引」の時代に回るリスクがあります。」終わり。
ということで、解決性もなくなるので、ネガ。

次、真実を話すモチベーションがある。なぜなら離脱すると恩典を受けられないから、という話がありました。

1点目。これは本当に捜査に有益な情報を持っている人の話であって、デメリットで言っているのは本当は共犯じゃないのに恩典目当てで無実の人を巻き込もうとする人なのだから、全く当たっていません。

2点目。むしろ、検察官が合意から離脱して恩典を得られなくなることを防ぐために、虚偽の供述を維持しようとしています。

甲南大、笹倉 2016⁵³

「実際の合意を行う場合には、協力被疑者・被告人の約束の履行が先行し、その後検察官によって恩典が付与されるということになるだろう。そうすると、協力被疑者・被告人には、検察官が合意から離脱して恩典を得られなくなることを防ぐために、虚偽の供述を維持するという誘引が働くことになる。」終わり。
ということです。

次に、ブラジルの例がありました。

まず1点目として、ブラジルで大丈夫だったからなんなのかって話。

2点目として、ブラジルでも引っ張り込みの冤罪事件というのは実際に起きています。

ブラジルの法律専門オンラインニュースサイト「Migalhas (ミガリヤス)」2021から和訳して引用⁵⁴

「この判事の決定は、RHC 182.749 事件において下され、7年間拘禁されていた被告人の即時釈放命令が緊急で発せられた。犯行は2014年3月、サンパウロ州ブラガンサ・パウリスタで発生した。農業労働者の雇用主が強盗に遭い、暴行の結果死亡し、その遺体が焼かれた。同年6月に男は逮捕され、確定判決で有罪となった。第一審・控訴審のいずれにおいても、判決は共犯者の供述(司法取引に基づく)に依拠しており、その共犯者は犯罪を自白していた男性で、事件の別の関係者の甥でもあった。」終わり。

ということで、親族がこうやって間違っって引っ張られるリスクというのは、全然ブラジルでも起きているし…現象は起きます。

その次に暴力団だけの話であって一般者巻き込まれないみたいな話がありましたけど、これ、巻き込まれないか不明ですし、2点目として、暴力団が恩典欲しさに罪を着せることって全然あると思うし、3点目としては、暴力団だったら冤罪になっていいのか、ってことも全く立証できていないというふうに思います。

52 前出 服部啓一郎

[中略] 部は以下の通り

「捜査機関による「裏取引」のリスクは、現実に存在するものです。刑事弁護をそれなりにしている弁護士は、捜査に協力したと思われる人物に対する不起訴処分や寛大な求刑を、いくらでも見えています。先の河井元法務大臣の公職選挙法違反事件でも、東京地検は、元法務大臣から現金を受領した広島県内の政治家を、一斉に不起訴としていました。それが、今年1月の検察審議会での不起訴不当議決等を受け、受領した金額等に応じて一部の政治家を起訴したことは、広く報道されています。」

53 前出 笹倉香奈、p.23

54 “Fachin anula condenação de preso há 7 anos por delação desmentida”, *Migalhas*, domingo, 4 de julho de 2021,

URL: <https://www.migalhas.com.br/quentes/348021/fachin-anula-condenacao-de-presos-ha-7-anos-por-delação-desmentida>

[原文]

“A decisão do ministro, proferida no RHC 182.749, determinou, com urgência, a expedição do alvará de soltura do acusado, preso há sete anos. (Imagem: Fellipe Sampaio/SCO/STF) O crime ocorreu em março de 2014, em Bragança Paulista/SP. O patrão do trabalhador morreu em razão de agressões sofridas durante um assalto, e seu corpo foi carbonizado. O homem foi preso em junho do mesmo ano e condenado em decisão transitada em julgado. Tanto na primeira quanto na segunda instâncias, a condenação se firmou com base na delação premiada de um homem réu confesso do crime e sobrinho de outro envolvido. Ocorre que, posteriormente, em carta juntada em alegações finais, o delator se retratou das acusações”

その次に、検察が慎重にやっているという話に対して1点目。肯定側は、現状の犯罪範囲が限定されて、適用事例第一号第二号みたいな、すごく注目される事件だったらそうだ、って言っているだけです。

で、2点目として、2NCで追加した、だんだんがばがばになっていくんだっていう、アメリカの話をアプライしてください。実際には件数が増えていくと、だんだん基準が形骸化していくっていう話がドロップされています。

3点目として、実際には日本の検察は、有罪を獲得せよという強いプレッシャーを受けていて、こうなる可能性は高いです。

甲南大、笹倉 2017⁵⁵

「例えば、警察や検察は構造的な圧力を受ける。被害者、コミュニティ、メディア、そして上位機関から事件を解決し、有罪判決を獲得せよというプレッシャーがかかるのである。[中略] 社会的な注目を集める重大事件のみならず、日常的な軽微な事件についても同じことが生じる。捜査官のみならず、検察官、弁護士、裁判官など、全ての人があるひとつの結論に固執し、トンネル・ヴィジョンに陥る。」終わり。
ということです。

次に、捜査協力型司法取引の証言は厳しく裁判で見られる、という話。

1点目として、これは、肯定側は一例のみであって、この中で、そもそも数件くらいしか適用事例がないわけで、その中に冤罪事件が無かったから大丈夫、なんてことは何の説得力もない。

2点目。…えっと、どうしようかな…読むか…むしろ一般的には、裁判官は有罪バイアスを持っています。

元裁判官、木谷 2017⁵⁶

「要するに、多くの裁判官は、「検察官が起訴した以上、被告人は有罪に違いない」と考えて、有罪推定の心証を抱いて法廷に臨むから、証拠を見る目にバイアスがかかるのは当然である。そのような現実があるため、裁判官の中には「否認する被告人の弁解は嘘」と短絡的に思い込む人がかなりいる。」終わり。
ということで、基本的にはこっちの議論を取るべき。

その後に、深刻性のところにアタックがあったかと思っていて、まず10対1だったらいい、とか、1000対1だったらダメ、とか、根拠が全くわからないし、私たちが言っているのって、そういう被告人がすごい不利な立場に立たされているから救ってあげようよ、っていうロジックと、それから実際に、そういうテロのリスクとかって、社会全体で負うことができるけれども、冤罪は個人に被害が集中するからダメだよ、っていう話をしているわけだから、1対1000だったらいいとかっていうことは、全く証明がない。

で、次に何か、暴力…暴力犯罪の方がリスクが高いみたいな話があったんですけども、これはまず1点目として、ターンにも何にもなっていないと思うし、2点目として、冤罪って暗数がすごいあるかと思っていて、従来冤罪を証明できた人はそうだったけれども、司法取引でそういうふうに証明をできなかった人は普通に冤罪が適用されるわけだから、やっぱりこの部分の深刻性は完全に残っているというふうに思います。

終わります。

■肯定側第一反駁：杉本菊佳（JUSTICE）

[不明] まずロードマップから行きます。最初にマイナーリペアについて触れて、その後ケースフローについて触れて、最後に DA フローについて触れていきたいと思っています。

55 笹倉香奈（甲南大学准教授）「冤罪とバイアス」『甲南法学』58巻3・4号（2018年）、URL: <https://konan-u.repo.nii.ac.jp/record/3091/files/K02897.pdf>

[中略] 部は以下の通り

「その他にも捜査官の評定、警察内部の文化や訓練、検察官に対する警察からの情報の選択的伝達、検察官に対するフィードバックの欠缺、弁護士からの構造的な圧力、手続的な障壁などがある。当事者主義的な刑事手続に関与するアクターは「当事者性」を帯びる手続ゆえに認知バイアスを一層強化され、トンネル・ヴィジョンに陥る。例えば捜査官はある被疑者に焦点を絞って、その被疑者の事件について有罪判決を得るための証拠を選別する。無罪方向を示す証拠は無視されたり排除されたりしてしまう。有罪への志向は証人や目撃者の取調べや識別手続、被疑者の取調べ、情報提供者への対応に影響を与える。」

56 木谷明（新東京総合法律事務所・弁護士）「[パネル討論1] 冤罪原因としてのバイアスはどうして生まれるのか——裁判官経験者の立場から」『法と心理』第17巻1号（2017）、URL: https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjlawpsychology/17/1/17_5/_pdf/-char/ja

まずマイナーリペアについてです。マイナーリペアについては、我々の内因性の1の2枚目を3章してください。一部の罪名だと基礎が困難であるっていう、この話について返っていないと思います。また、優位性の証明についてもありません。どの組み合わせが優位か不明なので、投票することができません。また2点目として、具体的にどの罪名かも不明です。3点目として、マイナーリペアから冤罪が起こると思います。

次、ケースフローについて返していきたいと思います。

まず、メタアナリシスの話がありましたけれども、ここについてっていうのは、実験室実験を6個まとめたただけであって、これ、シチュエーションが具体的にどういうものなのかっていうことが実は全然不明だと思います。で、次に首謀者を減軽しているっていう話がありましたが、ここについては、この話でケースの首謀者を減刑したとしても、首謀者の訴追をすればいい、というストーリー自体は切れていないと思います。2点目として、国民の理解を得られるような事件にしか適用しない、という話を私たちの2ACでしているわけですから、このような運用がされると思います。

その上で、DAフローの方に行ってください。

まず、発生過程のエクステンダの1枚目と3枚目のアメリカの実例についてから返していきたいと思います。

1点目。アメリカでは、情報提供者の証言の検証は、反対尋問によってしか行われません。

甲南大准教授、笹倉 14⁵⁷

「中でも特に問題とされているのは、いわゆるジェイルの情報提供者である。従来、このような情報提供者の証言の真実性・正確性を担保するのは、公判廷での反対尋問のみであった。」終わり。裁判所で厳格審査される日本とは全然制度が異なる、ということを理解してください。

次に、先のようにアメリカでは収監者による密告が問題になっていますが、プランではそのような密告は認められません。

専修大教授、加藤 21⁵⁸

「アメリカで誤判・冤罪原因となってきたいわゆる「ジェイルの情報提供者」を排除するため、両犯罪の間の「関連性」要件が、国会審議中の一部修正として規定されることとなった。」終わり。よって、アメリカの事例を当てはめることはできません。

次に発生過程エクステンダの2枚目で、誤導証拠の話がありましたが、2ACでの事例をそのまま伸ばしてください。検察もかなり取引案件を絞っている、ということであるとか、厳しい基準にのっとっているということが証明されているのであるから、新しく出てくる証拠がない以上、この話は取れないと思います。

次に恩典として危険、という話がありましたが、何で危険なのか、というところについて全然証明がされなかったと思います。

次に検察の話を見ていきたいと思います。結局検察はどうなるんですか、という話についてなんですけど、これについては相手側が認めている通り、検察っていうのは有罪判決を避けたいっていうモチベーションがあるわけですね。これについては相手側も言っていると思います。だからこそ、かなり厳選して起訴を行っているはずなんです。このために、検察っていうのは、裁判所の厳しい審査っていうのを意識した上で、取引案件をかなり厳選しているとするべきだと思います。

読売新聞 23⁵⁹

「ある検察幹部は「この5年の裁判所の判断は、予想以上に厳しい」と打ち明け、「『客観証拠がないとダメ』というルールが作られ、想定よりも使いにくい制度になっている」と受け止めに語った。

57 笹倉香奈（甲南大学准教授）「司法取引の条件を考える—比較法的視点から」『刑法雑誌』54(1)2014年8月、

URL: https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/54/1/54_113/pdf

58 加藤克佳（専修大学法科大学院教授）「刑事手続における協議・合意と供述証拠の収集・使用」『専修ロージャーナル』第17号（2021年12月）、URL: <https://share.google/AScnSSoSPaKLBWQPL>

編者注：引用部分は本文ではなく注4。正確には以下の通り

「アメリカで誤判・冤罪原因となってきたいわゆる「ジェイルの情報提供者（監房の密告者）」を排除するため、両犯罪の間の「関連性」要件（より正しくは「関係する犯罪の関連性の程度」。350条の2第1項）が、国会審議中の一部修正として規定されることとなった。」

59 「導入5年「司法取引」適用わずか3件…職場に隠れて何度も聴取、裁判所は供述信用性に「慎重」」読売新聞オンライン、2023年6月7日、URL: <https://www.yomiuri.co.jp/national/20230607-OYT1T50042/>

[中略]部は以下の通り

「課題を検証

19年に全面施行された改正刑事訴訟法の付則に基づき、法務省は昨年7月、取り調べの録音・録画（可視化）や司法取引などについて課題点の検証を行う有識者らの協議会を発足させた。これまで6回の会合は可視化が検討の中心で、司法取引は今後議論される。」

〔中略〕法務省幹部は、適用が5年で3件にとどまり、供述の信用性が裁判所に否定されていることを踏まえても、「結果として外国公務員の贈賄事件のような従来は捜査が困難だった事案を立件できた」と司法取引の効果を強調。」終わり。
だから、ぼんぼんプラン後にやっていますよ、みたいな話については、これ、ケースフローのところにも何枚か打たれていましたけど、これについて取ることはできないと思います。もし実際プラン後の検察が具体的にどの事件で増やしていくかは不明です。

その上で深刻性のところを見てください。
この深刻性のところ、ちゃんとよく見てほしいんですけど、観察の2点目で言っているように…観察の2点目が、ここが残っているということを確認した上で、観察の2点目と深刻性を絡めて考えてほしいです。現在でも数千人規模の被害をもたらす可能性のある暴力団であるとか、あとはテロ組織みたいなものが…暴力団であれば1万5000件であるとか、テロ組織であれば、実際に今起きている、みたいなことを、私たちが2ACで証明している通りです。実際そういうのが日本に存在していて、これについては2ACでも実証済みなんです。こういった組織を壊滅する唯一の手段として司法取引がある、これについて、観察の2点目で述べている通りです。なので、唯一の訴追手段が残っている…唯一の訴追手段というのが構成員の供述である、という資料が残っている以上は、この深刻性は明確に残ってくると思います。

その上で、肯定側フローへ戻ってください。

…すいません、終わります。

■否定側第二反駁：泉原由音（ダッドリー）

はい、初めていきます。デメリットから見てください。デメリットが一番大事な論点だからです。

まず、虚偽供述がプランによって増えるということは認められたと思います。これは固有性アタックで、今でもリスクがある、という話がありました。プラン…司法取引による供述の方が、二重の意味で危険だ、というINRがドロップされています。それがもし出たとして、それが有罪判決につながるのか、というところで、発生過程の立証を見てください。

まず、裁判官が慎重に見る、というところに関しては、1点目として、私が2NCで読んだ、要するに、相互に補強するような証拠関係ができてしまうという、このエビデンスを伸ばしてください、こういう中で裁判官が無罪にできるのか、ということにはわからないし、2点目として、結局私がプランのところに読んだ、滑り坂…要するに、最初は厳格に運用しているんだけど…例えば、客観証拠がないと有罪にできない、みたいなルールが実際に裁判所で出たんだけど、それが形骸化しているという、このエビデンスがまるまるドロップされましたから、やっぱりこういったところをもってストップになる、という話も取れないと思います。

ちなみに、このプランのところに触れたのでついでに話しておく、やっぱり客観証拠が必要だから歯止めがかかる、みたいな話は絶対に取りえないと思っていて、要するに、我々…2NCで言ったように、そういったものは結局解釈が必要で、結局証言の証人を参照しながらそういったものの解釈を定めていかなければならないというところで、結局証言が危険だ、という話にかえってくるからです。ということで、裁判官が慎重に見るという話は絶対にありません…デメリットを全く削っていません。

てなってきたら、やっぱりそれを踏まえると、検察が起訴しないんじゃないとか、慎重に使うんじゃないか、みたいなことも、かなり怪しいと思うんですけど、というのも、1ARが言っていたような、検察官が無罪判決を避けようとして慎重になる、みたいな話も、今の裁判官のところに戻っているし、やっぱりこれに関してもアメリカで、最初は司法取引が刑事司法における逸脱だとみなされていたのに、数十年後には全く変わってしまっていた…彼らが言っている日本版司法取引で、現状慎重に運用しているというのは、まだ制度ができて数年の話であって、やっぱりそれが長期的なスパンで見たら、どんどん拡大されていって、それが大きな冤罪を生んでいくというところに関しては、この試合で否定することはできないから、これは2ARで切ることもできない。

で、その次にプラン…肯定側があと伸ばしてくるところとしたら、プラン固有に効果的に証言をやる必要がある、みたいなブラジルの話かな、というふうにというふう思うんですけど、これもINRがドロップされているのが致命的かなというふうに思っていて、このブラジルにおいてすら冤罪が起きているという話だとか、実はブラジルも結局その…何ていうか…歴史的にそんなに長い年数を積み重ねた制度ではないということ踏まえれば、そんなに…これも大きな投票理由には…論点ではないかな、というふうに思います。

はい、ということで、一度虚偽供述が行われると、それは起訴を免れないし、それを公判で見抜くことも不可能…かなり難しいということが示されましたから、この時点でプラン固有に冤罪が増えるということは絶対に残ったと思います。問題は、多分これ、2ARが深刻性のところのアタックをめっちゃ頑張ってくると思うんですけど、これが絶対取れないよっていう話をしていきます。

まず1枚目で言っていた…これ、1NRでも返したんですけど…1000対1ならオーケーとか何か、そういう話がありましたが、これは1点目として、そういった、1000対1とか3対1とかわからないですけど、そういった割合だったらいい、っていう根拠もまずない。で、2点目として、そもそもプランで起こる証言のうち、真実と虚偽の割合が1000対1になるのかどうかもわからない。これ、肯定側の立証責任ですからね。ということ踏まえたら、やっぱりこの判断基準をもってデメリットが許容できるというふうには絶対に考えないでほしくて、我々の深刻性を見てください。実際にこういった真犯人を処罰できるみたいな…できないみたいな害っていうのは、社会全体で負担する抽象的な害であるのに対して、冤罪っていうのは一人の人生を国家が破壊するという、絶対にあり得ない人権侵害なのだから、これが立った時点でもうネガ。だからネガにしか入らない。ケース以前に。

で、ケースも見てください。ケースは結局内因性が少ないかなというふうに思っていて、暴力団とかいて…暴力団の事件に関しては現状減っているとか、テロとか政治犯に関しては、いっても数年に一回とか数十年に一回というオーダーですよ、ということ踏まえたら、それ以外の類型において…マイナーリペアもこの試合、否定側は捨てているんですけど…現状維持で行くんですけど…てなったら、それ以外の類型において、毎年毎年たくさんの冤罪が巻き込みによって起こるっていうことを考えたら、やっぱりこれだけ少ない事例に対するプランとして、こういったものを取っていくっていうのは正当性がない、というふうに言えるので、多少メリットがあったとしても、デメリットを取って否定側に入れてください。

終わります。

■肯定側第二反駁：明海輝（JUSTICE）

始めます。DAフローのインパクトから見てください。

この試合において、DAフローに対して2ACが打ったインパクトの1枚目の反駁、これがまず、この試合において絶対に返っていないというふうにするべきです。で、ここで何を言っていたかといったら、刑事司法の目的っていうのは、あくまでも第一には犯罪者を処罰することにあるんだ、っていうこと。これ、全く否定されていません。そうなったときに、じゃあ彼らだって、別に今の司法取引の冤罪リスクとか、刑事司法に現状内在的に存在している冤罪リスクとかっていうことは、別に許容しているわけですよ。そうなった時になんでプランの冤罪リスクだけを許容できないのか、っていうのは、彼ら立証しなければならなかったところ、ここに関しては全く立証していないわけです。で、少なくとも、それが取れなかったとしても、少なくともやっぱり刑事司法においては、冤罪のリスクを考えたにおいても、閾値があるんだという、少なくともこの部分というのは確実に残ってくる話だというふうに思っています。確実に閾値っていうのはあるんです。

で、その閾値において、次の数値の話っていうのは、確かにそこまで厳密な話ではなかったのかもしれない。でも、ここで言っている話っていうのは、冤罪リスクっていうのが、非常に小さい割合でしか推計されないもの…実証されないものなんだ、っていうことは確実に示しているわけですね。彼らは確かに、ここに対していろいろ…暗数がある、みたいなことは言っていたけれども、じゃあ実際冤罪率がどのぐらいなのか、みたいな話っていうのは全く立証していないわけじゃないですか。だからこの試合において、冤罪リスクっていうのが極めて小さいものであるということまでは評価をせざるを得ないというふうに思っています。

で、彼らのもともとのインパクトを見てほしいんですけど、結局彼らは抽象的…だからその…真犯人の処罰っていうものは抽象的な概念…利益にしかすぎない、みたいなことを言っていたと思うんですけど、あとで触れますけれども、肯定側はケースで言っているとおり、例えばその…凶悪犯罪の死亡者が突出していたりだとか、何千人というような被害者が出るような組織…テロ組織の全容解明やテロの未然防止みたいなものっていうもの、そういうものっていうのは別に具体的な害なんだから、そういうのは後回しにしていい理由なんてのには全くならないわけなんだから、やっぱりこの部分というのはですね、投票理由にはならないというふうに考えるべきだというふうに思います。

で、さらに2ACが言った3点目の話ですね、3点目の話も、これも全く返っていないと思っています。結局その…検察っていうのが、事件をピンポイントで絞って取引を…ここは実際どうなのかっていうのは後で見ますけれども…ピンポイントで取引をしているっていうような話を前提にするんだったら、冤罪率への影響っていうのは無視できるレベルなんです。で、他方内因性が…後で触れますけど…内因性が言っている通り、結局、内部者の供述っていうのが、全容がわかる唯一の手段となる場合があるわけなんだから、解決性の通りその効果も多いわけなんだから、これ、国として、司法取引の手

段を持つ方が重要であって…我々の2ACがインパクトに打った3点目の話っていうのも全く否定されていないというふうに考えるべきです。なので、肯定側…否定側のインパクトに対しては、こうなっているので、投票理由はないと思います。

で、じゃあ彼らはどんなに冤罪のリスクが小さかったとしても、それが少しでも起きる可能性があるんだっただめだ、みたいなことを言うてくると思うんですけども、じゃあそれが本当に日本で起こるんですか、っていうところを見ていきましょう。

で、結局ここに関しては、検察官と被疑者っていう二つのアクターを考えたいんですけども、まず検察官について。検察官について、日本の検察官がどう動くかっていうことを分析しているのっていうのは、結局肯定側の2ACが発生過程で言った5点目と6点目の分析だけだ、というふうに考えてください。ここで何を言っていたかという、検察官というのは、国民の理解が得られるということが一番大事にしてやっていて、だからこそ客観証拠とかも大事にしていくし、事件というのをピンポイントで絞っていくし、最高検とかとも協議しながら非常に限定的にやっていくんだ、という話をしていくわけじゃないですか。この分析っていうのは全く返っていない、彼らはアメリカで拡大した、みたいなことを言っているけれども、結局どのような話っていうのが、プラン後拡大していくのか、みたいなところっていうのは全く立証していないわけなんだから、やっぱり日本の検察っていうものに関しては、限定的にやっていくんだ、っていうところ、で、ある以上は、やっぱり非常に小さいリスクで、ほとんど…年に一件とかいうレベルなんだから、冤罪なんて起きないんだっていうふうに考えるしかないと思います。

で、被疑者に関しては、彼らはいろいろ言っていたと思うんですけども、実際、我々が言ったように、嘘を言わない、みたいなモチベーションだって生まれてくるんだから本当に冤罪が増加するか、というのはわかりません。

検察に対しては、いろいろあったと思うんですけども、結局ケースのインパクトのところですね、インパクトで言っている通り、重要犯罪を訴追することは大事だ、ということと、結局内因性の、特に暴力団とかテロ組織みたいなところっていうのを、現状の取引だと不十分で、そういうところが今回のプランによって唯一発生してくるところなんだから、そういうところによって、実際実害として出てくるような部分っていうのを、国としてしっかりと救済しようよ、というところは取れているわけだから、少なくとも[時間切れ]肯定側があつてデメリットがないのだから、肯定側に投票すべきです。

以上です。終わります。